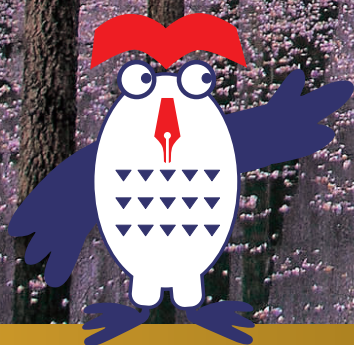


愛知

■ 65周年記念 15年間の動向

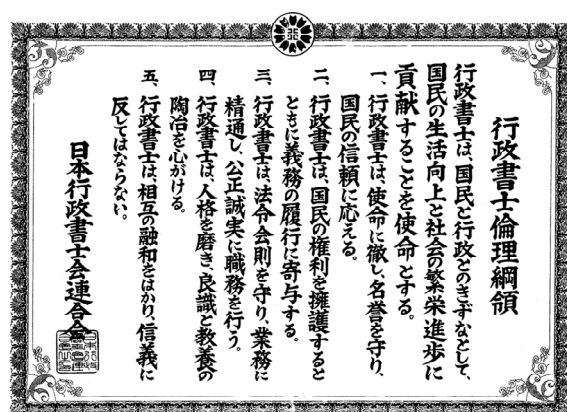
■ 平成27年業務種類別集計表

■ 行政書士制度65周年記念講演 感銘を受けた伊藤真氏の記念講演



目次

善き行政書士は、良き隣人	愛知県行政書士会 副会長 鍋田 建治	1
65周年記念 15年間の動向		2
平成27年業務種類別集計表		7
行政書士制度65周年記念講演 感銘を受けた伊藤真氏の記念講演		8
「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会		9
建設業関係業務履修講座①②開催		9
公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会		10
防災協定に基づく危機管理マニュアルを愛知県へ提出		11
ふと思う、ゆえに人なり(6)	名城大学法学部 教授 佐藤 文彦	12
名城君と学ぶ税法 第4回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	14
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	17
お知らせコーナー 常設無料相談員募集開始のお知らせ		20
会報の送付についての会員宛アンケート		22
外国人入国用EDカード及び再入国EDカードの様式変更並びに外国人出国用EDカードの廃止に係る広報について(依頼)		23
空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会の構成員について(お願い)		26
農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準の改正について(通知)		27
「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」への対応について		29
農業委員会等に関する法律の改正に伴う行政書士の農業委員への登用について(お願い)		30
農地法に基づく許可申請の受付期間の変更について(通知)		31
宮田用水土地改良区各種申請・土地原簿等閲覧における添付書類について(お知らせ)		32
ライブラリ研修動画一覧		33
ライブラリ研修申込書		35
業務相談会のお知らせ		36
業務相談会申込書		37
会員訪問記(一宮支部 川添 広会員)	会報委員 林 麗子	38
支部だより		39
事務局だより		53
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		56
コスモスあいちコーナー		61
あとがき		63



善き行政書士は、良き隣人

副会長 鍋田 建治

① 「善き法律家は悪しき隣人」ということわざがある。good lawyer is bad neighbor. の誤訳で、本当の意味は、法律に明るい人は（生半可に明るい人は）つきあいにくい人だということらしい。（「法のことわざと民法」より）これなら分る。最近の若い行政書士のなかに、やたらと法律をふりまわす人がいる。法律で解決するというより、ただ単に法律を知ってるぞと主張し、その威圧感でなんとかしようとしているように見える。そんなことじゃいけない。法律は解決のための最後の手段だ。

隣人間の争いに決着をつけられるのは本物の「善き法律家」しかない。それは法律の限界を説く老練の法律家であり、その人柄によって当事者を心服させる裁判官である。（杉島勇「法曹鎖談」より）

② 特定行政書士が誕生しました。この資格は、隣人間の争いの仕事ができるわけではありません。行政書士が作成した書類に関する行政処分不服がある場合に、その審査請求の代理ができるというものです。その裁決に不服があれば、行政事件訴訟法に基づく裁判も可能ですが、その代理はできません。私たちは弁護士ではないからです。しかし弁護士法72条の例外規定を得たことに間違いは、ありません。気をつけたいのは、この仕事は、国民を救済するものであって、行政庁を敵視するものではないということです。行政庁自身が、間違いに気づき、改めることの手助けも兼ねているということです。

③ 「梅が香や 隣は荻生徂徠先生」というのがある。江戸日本橋で、荻生徂徠先生の隣家に住んでいることを喜んだ句で、道德家の大先生が隣に住んでござると思うと、特におつきあいしているわけではないけれども、梅の香が垣根越しにふくいくとかよって来るような気がするというのが、どうかこうありがたいものだ。（「法諺漫策」井口茂 より）

この句は松尾芭蕉の一番弟子榎本（室井）其角が実際に、荻生徂徠のとなりに住んでいて詠んだといわれている。だとしたら、私もとなりの人に詠んでもらいたい。

「梅が香や 隣は行政書士事務所」と。しかし残念なことにうちの庭には、梅の木がない。

④ 「老兵は死なず、ただ消え去るのみ」は

Old soldiers never die, but fade away. の日本語訳だがこれを言った80歳のマッカーサーの真意は異なる。

「兵は老ゆとも死なず、その姿が見えなくなるだけだ。（心は皆さんとともに今までどおり、永遠に生きてゆくのだ!）」（ネットより）

このダグラス・マッカーサーが座右の銘として執務室に掲げた詩を紹介したい。サミュエル・ウルマンのYOUTH（青春）である。もう2年もたてば古希になるけど、この詩を読んだら、私を「こきおろさないよう」お願いします。

原作 サミュエル・ウルマン
青春 邦訳 岡田 義夫

青春とは人生の或る期間を言うのではなく、心の様相を言うのだ。

優れた創造力、逞しき意志、炎ゆる情熱、怯懦を却ける勇猛心、安易を振り捨てる冒険心、こう言う様相を青春と言うのだ。

年を重ねただけで人は老いない。

理想を失う時に初めて老いがくる。

歳月は皮膚のしわを増すが、情熱を失う時に精神はしぼむ。

苦悶や、狐疑や、不安、恐怖、失望、こう言うものこそ恰も長年月の如く人を老いさせ、精気ある魂をも芥に帰せしめてしまう。年は70であろうと16であろうと、その胸中に抱き得るものは何か。

曰く「驚異への愛慕心」、「空にきらめく星辰」、「その輝きにも似たる事物や思想に対する欽仰」、「事に処する剛毅な挑戦」、「小児の如く求めて止まぬ探求心、人生への歓喜と興味」

人は信念と共に若く、疑惑と共に老ゆる。

人は自信と共に若く、恐怖と共に老ゆる。

希望ある限り若く、失望と共に老い朽ちる。

大地より、神より、人より、美と喜び、勇気と壮大、そして偉力の靈感を受ける限り、人の若さは失われない。

これらの靈感が絶え、悲歎の白雪が人の心の奥までも蔽いつくし、皮肉の厚氷がこれを固くとぎすに至れば、この時にこそ人は全くに老いて、神の憐みを乞うる他はなくなる。

65周年記念 15年間の動向



愛知県行政書士会会長
山田 高嗣

今こうして65周年の節目を迎えられましたのも、本会会員である行政書士の皆様はもちろんのこと、また何よりも歴代役員並びに事務局職員の皆様、そして日頃業務等でもお世話になっている関係各所の皆様、依頼者の方々のご理解、ご協力のおかげと感謝しております。

65周年事業としては、70周年に予定される記念誌発行に向けた資料収集と整理、記念事業として、記念講演をはじめ、研修会、公証人との合同相談会を県内各地で開催するなどいたしました。

改めて振り返ってみますと、平成17年から入管業務においては申請取次行政書士が承認制から現在の届け出制となり、平成19年には法務省の認証を受けADRセンターあいちが設置され、さらには行政不服審査法の改正により行政書士への不服申立の代理権付与に伴い、平成27年12月に特定行政書士が誕生しました。

このような顕著な動きは、会員の皆様の誠実で地道な業務の遂行の上に、支部と本会の連携のもと、さらに各方面からの協力も得ながらその成果として享受できるに至ったことと理解しております。これまでの歩みをしっかりと心に刻み、次なる節目に向かって、行政書士がこれまで以上に「街の法律家」として市民の皆様のお役に立てるよう、個人、支部そして本会のレベルにおいても行政書士として研鑽をつむことに骨身を惜しむことなく、一丸となって邁進してまいりたいと思っております。引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

平成13年度～27年度 年度別 法改正、規則改正等と主な出来事

年度	年月日	法改正、規則改正等	年月日	主な出来事
平成13年度	H13. 6.29 H13. 7. 6	行政書士法一部改正（目的規定の整備、代理権獲得、行政書士証票の導入） 会則の一部改正（理事数）	H13. 4. 1	支部の統廃合により26支から17支部に編成
平成14年度	H14. 9.27 H14.11.22 H15. 1.15 H15. 2. 3 H15. 3.18	規則第21号、第22号新設及び第12号一部改正 規則第21号一部改正 規則第23号新設及び第15号、第16号、第17号一部改正 行政書士法一部改正（書類に電磁的記録を認める） 規則第20号一部改正	H14. 5.31- 6.30	サッカーW杯日韓共催
平成15年度	H15. 6.18	会則の一部改正（入会金の改正）	H15. 4.16 H16. 3.13	出張封印の実施について愛知県自動車会議所と確認書の締結 九州新幹線開通
平成16年度	H16. 6.14 H16. 8. 1 H16. 9.10 H16.11.19 H17. 1.14	会則の全部改正 行政書士法一部改正（行政書士法人制度の創設、罰則強化） 規則第12号、第21号、第22号改正 規則第2号、第3号、第10号、第11号、第17号、第18号、19号、第20号改正 規則第8号、第13号、第16号、第24号改正	H16. 8.17 H16.11. 1 H17. 2.17 H17. 3.25 H17. 3.25	著作権相談員誕生 新1万円、5千円、千円札の発行 中部国際空港開港 日本国際博覧会（愛・地球博）愛知県で開催（H17.9.25まで） 日本国際博覧会（愛・地球博）へ協賛
平成17年度	H17. 6.23 H17.11.28 H18. 1.25 H18. 3.29	会則の一部改正（支部管轄市町村名変更） 情報ライブラリー利用規程設置 規則第26号設置 日行連代議員選任規定設置、役員手当支払規程設置	H17. 4.16 H17. 5.30 H17. 7～ H18. 1.14	名城大学大学院法学研究科科目履修開始 副会長5名、常務理事10名の執行部16名体制となる 職務上請求書の様式切り替え作業実施 行政書士制度55周年記念式典開催
平成18年度	H19. 1.16	規則第12号、第16号一部改正、旅費規程全部改正	H18.10～ H18.10～	e あいち電子入札システム開始 本会常設無料相談会設置（毎月第2・4火曜日）
平成19年度	H19. 4. 1 H19. 4. 1 H19. 6.26	会則の一部改正（管理関係5部、専門業務部5部体制に移行） 旅費支給規約廃止 会則の一部改正（ADRセンターの設置）	H19.11.15～ H19.12. 1～	中部管区行政評価局より年金記録確認第三者委員会に委員、事務室職員派遣 名古屋地方裁判所委員の派遣
平成20年度	H20. 7. 1 H20. 7.23	行政書士法一部改正（聴聞弁明の機会の付与等に係る代理権獲得） 会則の一部改正（支部長の理事兼任）	H21. 1	ホームページのリニューアル
平成21年度	H22. 3. 1	規則第28号設置	H21.11.24～ H21. 5.21 H22. 1.17- 3.21 H22. 3. 1	会館会議室において過去開催のあったDVD研修開催 裁判員制度スタート テレビドラマ『特上カバチ!!』放映 法務省より行政書士ADRセンター愛知の認証
平成22年度	H22. 4. 1 H22. 6. 1 H22. 7.14	規則第3号一部改正 規則第27号一部改正 会則一部改正（支部管轄市町村名変更）	H22. 8. 1 H22. 8.21- 1.31 H22. 2 H23. 1.19 H23. 3.11	顔写真付会員名簿の発刊 あいちトリエンナーレ2010開催 国土交通省「あんしん貸貸支援事業」への参加 行政書士制度60周年記念式典開催 東日本大震災発生
平成23年度	H23. 7. 8 H23.11.22 H23.11.22	会則一部改正（事業、職印他） 規則第29号新設、第21号廃止（補助者証に有効期限（5年間）が定められた） 規則第11号、第16号一部改正	H24. 3.13 H24. 3.17	愛知県と災害時における被災者支援のための協定を締結 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（第1回 本会と公証人主催）

65周年記念 15年間の動向

年度	年月日	法改正、規則改正等	年月日	主な出来事
平成24年度	H24. 4.23 H24. 7. 2 H24.11.28 H25. 1.16	規則第30号、第31号新設、第12号一部改正 会則一部改正（支部管轄市町村名変更） 規則第20号、第22号一部改正 規則第27号一部改正	H24. 4. 1 H24. 4.12 H24. 4.23 H24. 5.22 H24. 8.24 H24. 9.25 H25. 2.22 H25. 3. 8 H25. 3.23	愛知県東三河県庁新設置 新東名高速道路開通 愛知県行政書士会暴力団等排除対策協議会発足 東京スカイツリー開業 愛知県行政書士会暴力団等排除対策協議会創立 愛知県行政書士会キャラクター愛称一般応募により「コノハくん」に決定 知的資産経営WEEK2012シンポジウムin愛知開催 日本政策金融公庫名古屋支店と中小企業に関する覚書を締結 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（第2回 本会と公証人主催）
	H25. 4.23 H25. 4.23 H25.11.29 H26. 1.15	規則第32号新設 規則第8号、第10号、第16号、第26号一部改正 規則第8号一部改正 規則第3号一部改正	H25. 4.23 H25. 6.29 H25. 8.26 H25. 8.10- 1.27 H25. 9. 7 H25.12.27 H26. 2.23	広告又は宣伝等に関する運用指針新設 愛知県行政書士会館北側土地及び建物を取得 名古屋市と災害時における被災者支援のための協定を締結 あいちトリエンナーレ2013開催 東京オリンピック平成32年(西暦2020年)開催の決定 ホームページのリニューアル 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（第3回 本会と公証人主催）
平成26年度	H27. 3.24 H27. 3.24	規則第33号新設 規則第16号、第23号一部改正	H26. 4. 1 H26. 4. 9 H26.10.10 H26.12. 9 H27. 2.17 H27. 3. 7 H27. 3.14	消費税8%に引き上げ 日本政策金融公庫一宮支店と中小企業支援に関する覚書について締結 大学と行政書士との連携の在り方座談会〔名城大佐藤教授を迎えて〕 サンパウロ大学教授二宮正人氏を講師にブラジル家族法に関するセミナーを開催 中部国際空港開港10周年 セミナーと公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（第4回 本会と公証人主催） 北陸新幹線開通
	H27.11.26	特定個人情報保護基本方針、特定個人情報保護規則 新設	H27.10.13 H27.10.27 H27.11.11 H27.11.24 H27.12. 4 H28. 2. 1 H28. 2.23 H28. 2.27 H28. 2.29 H28. 3. 4 H28. 3. 5 H28. 3. 6 H28. 3.19 H28. 3.26	日本政策金融公庫豊橋支店と中小企業支援に関する覚書について締結 内閣官房社会保障改革担当者と特定個人情報保護委員会担当者を講師にマイナンバー制度の研修会を開催 MRJ（三菱リージョナルジェット）が県名古屋空港において初飛行 65周年事業 坂中英徳氏（元入管局長）を講師に出入国管理行政と日本型移民国家構想 研修会を開催 特定行政書士の誕生〔愛知会132名〕 65周年事業 藤田忠会員（福岡会）を講師にマイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル研修会を開催 65周年事業 伊藤塾塾長伊藤真氏を講師にこれからの行政書士像と特定行政書士としての展望についてをテーマに記念講演を開催 65周年事業 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（尾張支部と公証人主催） 65周年事業 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（豊田支部と公証人主催） 65周年事業 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（東三支部と公証人主催） 65周年事業 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（第5回 本会と公証人主催） 65周年事業 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（一宮支部と公証人主催） 65周年事業 公証人と行政書士による遺言・相続に関する無料相談会（岡崎支部と公証人主催） 北海道新幹線開通
平成27年度				

愛知県行政書士会 歴代会長名

	氏 名	年 度
初代	加 古 雅 弐	行政書士法制定～昭和27年度
二代	伊井四七一	昭和28年度～昭和37年度
三代	横 山 鎰	昭和38年度
四代	佐 野 金 一	昭和39年度～昭和55年度
五代	兼 子 强	昭和56年度～平成 2 年度
六代	朝 倉 征 之	平成 3 年度～平成 4 年度
七代	江 尻 孝 弘	平成 5 年度～平成 6 年度
八代	朝 倉 征 之	平成 7 年度～平成16年度
九代	田 宮 章	平成17年度～平成22年度
十代	山 田 高 嗣	平成23年度～現在

会員数推移

年度	個人	法人
平成13年	2,078	
平成14年	2,089	
平成15年	2,172	
平成16年	2,279	
平成17年	2,314	2
平成18年	2,347	5
平成19年	2,349	8
平成20年	2,381	8
平成21年	2,429	9
平成22年	2,499	12
平成23年	2,587	13
平成24年	2,612	15
平成25年	2,663	17
平成26年	2,702	18
平成27年	2,752	19

※各年度 4 / 1 付会員数

行政書士試験実施状況

年度	申込者数	受験者数	合格者	合格率
平成13年度	4,832	4,243	416	9.80%
平成14年度	5,191	4,523	870	19.24%
平成15年度	6,227	5,354	136	2.54%
平成16年度	5,962	5,121	300	5.86%
平成17年度	5,490	4,595	129	2.81%
平成18年度	5,404	4,371	220	5.03%
平成19年度	5,126	4,109	420	10.22%
平成20年度	4,814	3,938	298	7.57%
平成21年度	5,238	4,236	428	10.10%
平成22年度	5,571	4,475	270	6.03%
平成23年度	5,141	4,128	372	9.01%
平成24年度	4,645	3,650	355	9.73%
平成25年度	4,326	3,435	344	10.01%
平成26年度	3,805	3,049	241	7.90%
平成27年度	3,651	2,950	373	12.64%

平成13年度～27年度 黄綬褒章受章、大臣表彰・知事表彰受賞 会員

平成22年度 黄綬褒章受章 伊 藤 弘
 平成27年度 黄綬褒章受章 田 宮 章

年度 (平成)	大臣表彰受賞者	知事表彰受賞者
13	松 原 良 一 甲 原 進 酒 井 憲 桑 原 勇 堀 江 和 正	松 原 良 一 実 原 昭 宏 立 入 明 鬼 頭 純 一 鈴 木 孝 明 堀 江 和 正
14		田 宮 章
15	田 宮 章 岡 田 繁 隆	浅 井 恒 和 川 崎 弘
16		
17	中 村 春 雄 石 川 清 康	玉 置 潔 大 竹 康 平 松 野 敏 尾 原 健 一 郎 石 川 清 康
18	浅 井 恒 和 小 久 保 博 二	
19	大 竹 康 平 荒 川 隆	服 部 恭 子 瀧 秀 隆 松 岡 守 一 森 下 茂 水 野 博 恭 山 口 博 司 内 藤 祐 滋
20	河 本 清 孝	
21	鶴 飼 超 三 輪 野 正 敏	北 野 正 一 三 輪 野 正 敏 神 谷 秀 子
22	森 下 茂 山 口 博 司	
23	松 岡 守 一	豊 田 好 文 柳 野 公 明
24	横 井 豊 水 野 博 恭	横 井 豊
25	梅 沢 佳 樹	久 野 真 技 船 橋 貞 雄 権 田 泰 一 梅 沢 佳 樹
26		
27	仙 石 秀 久 鍋 田 建 治 黒 柳 清 幸	前 田 望 西 川 剛 史 西 堀 俊 徳 仙 石 秀 久 鍋 田 建 治 服 部 善 一 村 瀬 弘 一 黒 柳 清 幸 松 尾 匡 史

平成27年業務種類別集計表

平成28年3月31日現在

番号	業 務 種 類	取扱人数	取扱件数	合計金額	1件当たりの平均報酬額
1	建設業許可新規申請（法人）	334	885	117,523,625	132,795
2	建設業許可新規申請（個人）	109	161	19,869,855	123,415
3	建設業許可更新申請（法人）	592	2,425	161,386,122	66,551
4	建設業許可更新申請（個人）	176	381	20,826,451	54,663
5	建設業許可変更届	439	2,053	47,925,530	23,344
6	建設業許可事業年度終了届	909	10,879	532,262,007	48,926
7	経営規模等評価申請届	399	2,139	137,203,286	64,144
8	経営状況分析申請	398	2,018	65,654,023	32,534
9	入札参加資格審査申請	135	1,028	30,580,809	29,748
10	産業廃棄物関係（収集運搬）	272	1,407	96,518,009	68,598
11	同上（中間処理・最終処理）	35	106	20,465,558	193,071
12	自動車登録関係	165	318,678	284,254,222	892
13	自動車保管場所証明・届出	278	61,369	376,906,464	6,142
14	自動車運送事業関係	109	1,615	54,832,421	33,952
15	特殊車両通行許可	28	1,173	34,372,423	29,303
16	入国・在留資格関係	147	7,669	279,211,709	36,408
17	帰化許可関係	57	198	28,966,887	146,297
18	遺言関係	237	721	70,253,660	97,439
19	遺産分割協議書関係	367	1,804	134,328,953	74,462
20	農地法第3条許可	291	939	59,862,295	63,751
21	農地法第4・5条許可	507	2,770	375,354,079	135,507
22	農地法第4・5条届出	565	3,785	162,610,256	42,962
23	農用地除外関係	266	737	101,280,654	137,423
24	建築許可関係	296	1,721	295,169,042	171,510
25	開発許可関係（自己用）	149	478	142,379,685	297,865
26	同上（自己用以外）	82	414	170,223,533	411,168
27	払下げ関係	39	68	8,623,495	126,816
28	道路・水路許可関係	242	1,947	134,527,384	69,095
29	食品衛生業	36	252	6,719,547	26,665
30	風俗営業	101	800	99,896,041	124,870
31	その他各種営業許可	170	998	67,568,718	67,704
32	法人関係（議事録・定款等）	444	3,969	184,383,897	46,456
33	契約関係	373	1,692	70,256,536	41,523
34	告訴・請願関係	11	16	510,509	31,907
35	内容証明関係	118	328	7,378,736	22,496
36	記帳代行関係	135	3,169	160,500,058	50,647
37	他士業登録関係	23	63	5,753,417	91,324
38	自賠責関係	17	218	21,241,954	97,440
39	社労業務（経過措置による）	54	1,996	67,149,551	33,642
40	その他	460	24,379	289,623,365	11,880
合 計		9,565	467,448	4,944,354,766	10,577

行政書士制度65周年記念講演 感銘を受けた 伊藤真氏の記念講演

行政書士制度65周年記念事業実行委員会委員

益田 俊信

日 時 平成28年 2 月23日(火)

午後 2 時～ 5 時

場 所 明治安田生命名古屋ビル16階ホール

参加者 162名（申込：210名）

愛知会147名、岐阜会 5 名、三重会 9 名、

石川会 1 名

テーマ 『これからの行政書士像と特定行政書士としての展望について』

講 師 伊藤塾 塾長・弁護士 伊藤 真氏



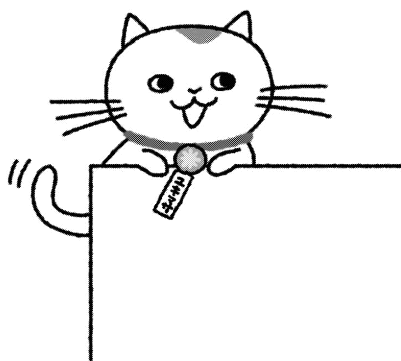
定刻、子安副委員長の司会のもと仙石委員長の開会の言葉につづき、行政書士制度とその返遷の歴史に言及した山田会長の挨拶を経て、野田委員による講師紹介の後、伊藤塾塾長・弁護士 伊藤真先生の講演「これからの行政書士像と特定行政書士としての展望」に移りました。

講演は、先生の生い立ちから始まり、憲法との出会いを熱く語られ、日本人の権利義務についての現状、明治憲法から日本国憲法へと憲法価値の転換が図られたことに伴う士業の役割の変化、そして行政書士法施行後、今般の特定行政書士誕生に至る行政書士の役割の変遷とその社会的役割の重要性をわかりやすく説明するものでした。

講演後は、会場からの質疑にも丁寧にお答えいただき、大変良い講演会となりました。

そして、西堀委員による閉会の言葉をもって終了しました。

講演会の中で特に印象に残ったことを以下述べてさせていただきます。まず第1に、国民主権の下では各士業に上下関係はなく全て国民に奉仕する対等な立場であり、役割分担の違いにすぎないこと。第2に、法律家として憲法を学ぶことは国民の権利を守る根本価値を身に着けることであること。第3に、特定行政書士制度に象徴される近年の行政書士法改正により、行政書士業務が「意思決定をしない代行（使者）」から全く性質の異なる「代理」業務をするようになったこと、などなど。たくさんあり書ききれません。また最後に話された「不自由が人を自由にする」、「行政書士は不自由を自由に変える仕事」という意味深い言葉に大いに感銘を受けました。



「マイナンバー制度～中小事業者 向けの実務とコンサル」研修会

企画情報部 小河 英仁

日 時 平成28年2月1日(月)
午後1時30分～4時30分
場 所 名古屋市公会堂 4階ホール
テーマ 『企業法務の観点から行政書士実務の対応
領域、業務の具体例について学ぶ』
講 師 藤田 忠尚様(福岡県行政書士会所属)
出席者 205名



2月1日(月)、レトロな雰囲気が漂う名古屋市公会堂にて、福岡県行政書士会から藤田忠尚先生をお招きして、「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会を開催いたしました。

本研修会は、企業法務の観点からマイナンバー制度と行政書士実務との関わりについて学ぶ実践的な内容ということで、会員のみならず他県の単位会からも多数の会員のみなさまにご参加いただき、参加人数が200名を超える大変盛況な研修会となりました。

本研修では、企業法務に携わる実務家のお立場から、実務の前提としての「制度の動態的把握」、実務の内容としての「Legal Documentation」、実務の手法としての「行政書士によるコンサルティング」等について、大変わかりやすく充実した内容の講義をしていただき、企業法務の観点からマイナンバー制度と行政書士実務との関わりについて理解を深める大変有意義な研修会となりました。

企画情報部では、今後もこのような有意義な情報を会員のみなさまに提供していきたいと思ひます。

建設業関係業務 履修講座①②開催

建設環境部

建設業関係業務履修講座①

「建設業許可の申請等について」

日 時 平成27年12月13日及び19日
場 所 本会3階会議室
申込者 講座①69名 出席者59名
講 師 建設環境部役員・委員を務める下記の各会員(敬称略)

第1講 種井 亮 第2講 長瀬 紀美子
第3講 水崎 由佳子 第4講 伊藤 直仁
第5講 鈴木 敬済 第6講 佐藤 雅子
第7講 早川 忠

定刻に司会の長瀬次長が開講を宣し、西川副会長の挨拶と早川部長による講座についての説明を経て講義に入り、概ね予定通りに終了しました。

12月13日(日)

開講式

第1講(各講75分) 建設業許可の概要と許可要件
第2講 経營業務の管理責任者
第3講 専任技術者等の許可要件

12月19日(土)

第4講 許可申請書の作成
第5講 事業年度終了届の作成
第6講 各種変更届の作成
第7講 建設業の現状と行政書士の役割

建設業関係業務履修講座②

「経営事項審査及び入札参加資格審査の申請等について」

日 時 平成28年 1 月16日及び17日

場 所 本会 3 階会議室

申込者 67名 出席者48名

講 師 建設環境部役員・委員を務める下記の各会員（敬称略）

第1講 佐藤 雅子	第2講 伊藤 直仁
第3講 鈴木 敬済	第4講 水崎 由佳子
第5講 種井 亮	第6講 長瀬 紀美子
第7講 早川 忠	

定刻に早川部長による挨拶と講座についての説明を経て講義に入り、予定通り終了しました。

1 月16日(土)

第1講 経営事項審査の目的と申請の概要
第2講 経営状況分析申請書の作成
第3講 経審用工事経歴書、経審の審査項目と審査基準

1 月17日(日)

第4講 経営規模等評価申請書等の作成①
第5講 経営規模等評価申請書等の作成②
第6講 経営規模等評価申請書等の作成③
第7講 入札参加資格申請と行政書士の役割

終了後、部長よりこの講座が経営事項審査補助業務要員応募のための要件を一部緩和するものであるため、今後の人員確保のためにも、是非応募してほしい旨の連絡があった。

又、実務上の疑義が生じた場合は、毎月行われている業務相談会を利用し研鑽を積み、申請窓口で迷惑をかけることのないよう注意喚起があった。

公証人・行政書士による 遺言・相続無料相談会

日 時 平成28年 3 月 5 日(土)

午後 1 時30分～ 4 時30分

場 所 中日ビル 5 階

中日パレス（クリスタル及びセントラル）

出席者 葵町公証役場公証人 4 名、熱田公証役場公証人 2 名、山田会長、仙石副会長以下広報部 5 名、相談員20名、事務局 1 名



本年度で第5回目となる「公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会」を名古屋市中区栄4丁目にある中日ビル5階の中日パレスのクリスタル及びセントラルの2室で、開催しました。広報のため、ユキマサ君のパンチングバルーンも空気を入れて用意しました。

設営準備が完了した後、公証役場側と愛知県行政書士会側の両者による相談会開会の挨拶がありました。そして、葵町・熱田の両公証役場の公証人と本会の相談員は、相談ブースにつきました。そのブースは全部で12ブースでした（そのうち、6ブースは公証人と行政書士のペアのブース）。

午後1時25分に正式に受付を開始し、1時30分より相談会が始まりました。相談に来た方にはアンケートの協力もして頂きました。最初はブースの数以上の相談者が訪れるような盛況でした。しかし、後半は少し相談者数が減ってきました。

4時30分に相談会を終了しました。相談者は計27組でした。会場を片づけて一同は解散しました。

防災協定に基づく危機管理 マニュアルを愛知県へ提出

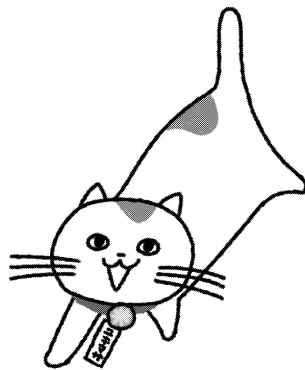
日 時 平成28年 3 月25日(金)
午後 1 時
場 所 愛知県庁 防災局長室
県対応 加藤防災局長
災害対策課 八木課長 青木主幹
防災危機管理課 竹内主幹
担 当 西堀副会長 子安常務理事
熊田事務局長



平成24年 3 月13日に締結された『災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書』に基づき、企画情報部において、危機管理マニュアル案を作成し、平成28年 1 月12日(火)理事会にて承認され、今回愛知県へ提出するに至りました。

提出された危機管理マニュアルは、災害時のフローチャートをもとに、会員からの安否情報をボトムアップで伝達する体制を整え、さらに、BCP事業継続計画（Business Continuity Plan）に沿った危機管理方法についてもまとめています。

今後はこのマニュアルに従って行政書士会が行政の期待に応えるべく、十分にその機能を果たせるよう、災害時を想定した訓練を実施してまいりたいと思います。訓練実施につきましての会員皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い致します。



ふと思う、ゆえに人なり (6)

名城大学法学部 教授 佐藤 文彦

ネタ探し

この寄稿もこれで6回目となる。当初、愛知会さんからの提案は、隔月2年12回で、というものであった。これに対し、2年12回は難しい、1年6回なら引き受けると答えて、話がまとまった。したがって、今回で一区切り、ということになる。知的な面で、何かしら心に引っかかるものを書けたのであればよいのだが、読者諸氏はどうお感じになったであろうか。

ここまで来て、もう少し続けられるのではないかと考えてみるのだが、やはり続けるのは難しい。いったん書き始めると、かなりの分量を書き進めることができる。ふと思うことを書き連ねてゆけばよいのだから、それはあまり負担に感じない。難しいのは書き出しで、そのネタ探しに神経を使うのだ。関心のある話題でも、時節柄、控えなければならぬこともあったりするためである（たとえば、あるヤクザの親分子分のエピソードなど、師匠に対して私が抱えている思いというか、理想の師のあり方を端的に示しているが、ヤクザ礼賛と誤解される恐れがあるので、避けておくことになる）。

こう書いてみると、スピーチや挨拶をするときと、この文章を書くスタンスとは、かなり近い。立場上、短いスピーチをする機会は多いが、原稿を用意することは、ほとんどない。とっかかりの選択肢（候補）と、話すべきいくつかの事項を、ごく大まかに考えておくだけである。後は、その場の雰囲気やら、集まっている人の顔を見て、直前まで頭の中でネタ練りをして、こなすのが通例である。ただし、スピーチとは異なり、この原稿を書くにあたって、同じネタを繰り返すわけにはいかない。そうした制約が、続けることの難しさを感じさせる理由なのであろう（このことは、書いてみて、我ながら初めて気づいた。面白いものである）。

寄附講座

終わるものもあれば始まるものもあり、ちょうどこの原稿の執筆時は3月下旬、名城大学を含め、間もなく学校の新学期が始まる。

この新学期の場合、私が最初に講義するのは、寄附講座「法律入門」の第1回で、特に新入生向けに、この講座の意義を述べることになる。この寄附講座

は、講師費用等が、千賀修一弁護士（虎ノ門経済法律事務所）の寄附によって運営されるもので、弁護士や行政書士を含む、多彩な実務家を中心に講義がなされ、法律が社会でどのように用いられているか、その一端に触れてもらうことを目的にしている。

その講義の準備をしながら、エピソードとして紹介しようと思っているのが、仮面ライダーオーズの中で、司法試験受験生の親子が出てくる回の、主人公の台詞である（仮面ライダー!? と驚かれるかもしれないが、娘が見ているのを横目で見ているうち、引き込まれてしまった。「オーズ」の他にも、「W（ダブル）」「ドライブ」は、よく作られたものだと感心している）。「誰かを守りたいって気持ちや自分たちの正義を守りたいって気持ちがどんどんエスカレートすることがある。正義のためなら人間はどこまでも残酷になれるんだ」、「誰が正しくて、誰が間違ってるってとっても難しいことだと思います。自分が正しいと思うと周りが見えなくなって、正義のためなら何をしても良いって思ったり、きっと戦争もそうやって起こっていくんです」という台詞もよかったが、「人が人を助けていいのは、自分の手が直接届くところまでなんじゃないかって。俺は…… こんぐらい！（両手を広げて見せる）ん、まあ、届かないこともありますけど。欲望だとしても、こんぐらいなら、手に負えますしね」には、感心した（最終回とも、非常に上手くリンクしていた）。

法（とりわけ私法）は、個人間の対立する利害を調整する、一般的抽象的規範の集合であり、誰に対しても、どんな事件に対しても、等しく適用されるものであり、大多数の事件で、適切な解決が得られるよう設計されている。人の欲望が、法で制限されることがあれば、それは多くの場合、他者との関係を考慮していないことに原因があるのではないだろうか。もとより、大多数の事件に適合する法であっても、少数の例外は、必ず存在する。例外のない原則はないのである。そうした例外によって、人の小さな幸せ（希望、願い）が、救われることがある。実務家とは、社会の中で、人の欲望を抑えつつ、人の小さな幸せを救い上げるものではないか。新入生には、このようなことを話してきたいと考えている（上手く伝わるかどうかは問題だ）。

社会正義は、振りかざすものではなく、実務家が、

依頼者の希望を救い上げることによって、実現されていくものではないか。故・芹沢博文（将棋棋士）は、後輩の面倒見が非常によかったが、ある時、後輩たちが申し訳なく思い、「今度は先輩に御馳走走させてください」と申し出たところ、「馬鹿野郎。ありがたいて思って、それを俺に返そうなど、筋違いだ。俺にされてありがたいと思ったことを、後輩にしてやれ。俺にされて嫌だったことは、お前限りにして、後輩にしない。そうやって、人の世の中は、少しずつよくなるんだ」という趣旨のことを言ったそうである（どこかで知ったエピソードであるが、以前、名古屋市広報で、松原・前市長と田中寅彦九段との対談記事の中でも、紹介されていた）。

目の前の小さな不正義に手を差し伸べることは、間違いなく社会正義の実現に寄与することであり、世の中をよくしているのだ。一つの仕事を終わるとき、依頼人からの報酬と感謝に加えて、行政書士は、そう自負してよい。そうした自負心は、不正に加担する誘惑に対するブレーキにもなるはずである。

理論と実務の間

こういうことを考えていると、いつも思い出すのが、ヴェンダースの映画「ベルリン・天使の詩」である。柄谷行人の「隠喩としての建築」のあとがきで触れられていたこの映画は、とても印象的であり、今でもたまに見ることがある。

余談ながら、本の中で触れられたことがきっかけで知り、触れて、気に入るというものが、私の場合、とても多い。たとえば、音楽で言えば、リターン・トゥー・フォーエバー「浪漫の騎士」や、アル・ディメオラのアルバムを聴くのは、島田莊司の、御手洗潔シリーズの影響であるし、マーラー「大地の歌」を聴くのは、笠井潔の、矢吹駆シリーズの影響である。興味をもったら直ちに実行、という言い方もできるが、影響されやすい間抜け、ということでもあるので、いばれたものではない。

さて、映画の筋は、実に単純である。天使が人間に恋をして、人間になる、と要約できる。“Als das Kind Kind war(あの子が子供であったとき)”という、印象的な詩の朗読から始まるこの映画では、小津安二郎に影響されているヴェンダースのこと、天使にとっての、あらゆる情報（だけ）が存在するモノクロームの世界と、人間にとっての、情動の存在するカラーの世界とが、静かに描かれている。比喩的に言えば、理論は、モノクロームの天使の世界に対応し、実務とは、カラーの人間の世界に対応する。モノクロームの世界を飛び出して、情熱をもって依頼者に手を差し伸べるのが、理想の実務家の姿なの

かもしれない。

ただ、この映画になぞらえて言えば、人間は、元・天使である。ときに、モノクロームの世界に戻って抽象的一般的な理論を学ぶことは、必要なことでもある。そうした経験は、人間の世界の美しさ、鮮やかさを、思い出させてくれるはずでもある。

私自身はどうかと言えば、もともとは検察官を志望して大学（法学部）に進学したにもかかわらず（今も昔も、頭の中身は理系だと思う）、実務家にはならなかった。それには様々な要因があるが、究極的には、知りたい、ないしは分きたいという欲求によるところが大きいように思う。小学生の頃、「初歩のラジオ」という雑誌のパズル的なページで出題された、シンプルな問題に接したときのことである。正解は次の号で発表、ということで、1か月考えてみたが分からず、悔しくて正解を見ずにいたら、次号が売り切れになり、分からず仕舞いになってしまった。ふと思い出しては解けずに忘れ、を繰り返すうち、中学2年生のときに、なんと忽然と正解が分かったのである。このときの感触は、いまだに忘れられない。翻訳書や研究書を出したときも嬉しかったが、その時に感じた満足感や充実感を伴うものとは異質の、極めて純粋な喜びである。この経験が、分からない問題を抱えてしまうと、いつか分かったときの喜びを期待してしまうという、どうしようもない性に結びつき、早急に結論を出さなければならぬ実務から離れることに、抵抗を感じなくさせたのかもしれない。

こんなことを書いていて、いささか反省すべきことがあるのに気がついた。小学生の娘の勉強を見ていて、間違えた問題をやり直させているとき、子供がこちらの顔をうかがうことがあるのだ。この態度がどうしても不快で、「問題だけを見て考えなさい。まるばつをつける人の顔を見て、正しいかどうかを判断してはいけない」と、少々厳しく叱ってしまうのが常である。勉強の場面では、採点者の顔をうかがうことは正しくないが、たしなめる程度に止めておくべきなのだろう。

結びに代えて

予定の文字数となった。この連載自体は、これで一区切りということになる。とはいえ、いずれまた、こうした機会があるかもしれないし、名城大学で、あるいは愛知会さんの研修会で、直接お目にかかる機会もあろう。これまでお読みいただいたことに感謝しつつ、筆を擱くことにする。

名城君と学ぶ税法 第4回

贈与税の特例措置

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

登場人物

名城（なしろ）：行政書士を目指して勉強している法学部4年生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長：行政書士光田事務所を開業して36年のベテラン。税法にも詳しい。

白木：光田事務所勤務9年目の女性職員。事務所内のことはすべて把握している。

教育資金の一括贈与の特例

名城 所長、今年の夏休みに1ヶ月くらいバイトのお休みをいただきたいのですが。

白木 珍しいじゃない、名城君がそんな長期間バイトを休むなんて。いつもは「お金がないから、いつでもバイト入りますよ！」なんて言ってるのに。

名城 先日、久しぶりに祖父に会ったら、僕の大学の学費と勉強のための資金を出してくれることになったんですよ。それで、夏休みに海外に短期留学をしようかなと思まして。

光田 そうか、名城君。若いうちに海外を経験しておくのはいいぞ。行って来い！

名城 ありがとうございます、所長。

白木 うらやましいわね、名城君。お土産よろしくね！ところで、おじいさんから贈与を受けても贈与税は払わなくていいのかしら？

名城 えっ、白木さん、急に現実的な話をしないでくださいよ。贈与税がかかるんですか？

白木 夫婦だろうが、親子だろうが、贈与を受けた場合には、贈与税がかかるのじゃないですか、先生？

光田 そのとおり。贈与を受けた場合には、年間で110万円の基礎控除額を超える部分に贈与税が課せられるのが原則だ。

名城 えー、僕の勉強のためにおじいさんがくれるものなんですよ。なのに税金がかかるんですか！

光田 あくまで原則だ。現在は特例があり、祖父母から孫へ教育資金として贈与される場合には、一人1,500万円まで非課税とされているぞ。

名城 1,500万円ですか！そりゃあいいことを聞いた！おじいさんからもっともらわなきゃ！

白木 そんな欲をかくとろくなことないわよ。だいたい税金の特例っていうのは、適用が厳格で、要件をちょっとでも外れると受けられないことがあるのだから。

名城 先生、その特例を受けるにはどうすればいいんですか？

光田 贈与をする側が、銀行などの金融機関に贈与を受ける子や孫名義の口座を開設し、そこに教育資金として一括して拠出することが必要だ。

名城 直接お金をもらっちゃダメなんですね。

白木 それだと何に使ったかわからないじゃない。

名城 「教育資金」ってどういう使い道ならいいんですか？

光田 保育園、幼稚園から大学までの学校の学費、受験料、教科書、給食、修学旅行の費用などが対象だ。

名城 僕の海外留学費は？

光田 学校以外の塾や習い事、留学の渡航費などは500万円までが非課税となる。

名城 それなら僕の場合も非課税ですね！よかった〜。

光田 ただし、使ったお金の領収書や明細書を金融機関に提示しないと口座からお金を引き出せないしくみになってるぞ。

名城 その辺はちゃんとしますよ。僕は大学の海外留学プログラムを使って行きますから。

光田 ちなみに、受贈者が30歳に到達した時に使い残しがあれば残額に贈与税が課税されることになっているぞ。

名城 もらった分は使い切れっていうことですね。

白木 というか、必要な額以上はもらうってことじゃないの？

結婚・子育て資金の一括贈与の特例

白木 ほかに贈与税の特例があると聞いたことがあるのですが、先生。

光田 親や祖父母が、20～50歳の子や孫に対して、

結婚・出産・育児等に必要な資金を贈与した場合に1,000万円まで非課税という特例がある。

名城 僕にはしばらく関係なさそうだな。

白木 具体的な適用要件を教えてください、先生！

光田 いつになく食いつきがいいな、白木さん。結婚資金の場合、挙式等の費用や新居の住居費、引越し費用など300万円までが非課税だ。ただし、結納代や新婚旅行の費用は対象外だ。

白木 結婚の場合は300万円ですか。そのほかは？

光田 出産・育児に関しては、出産費用、産後のケア費用、子の医療費や保育費などが対象だ。それに、不妊治療費用や妊婦の検診費用も含まれている。

名城 かなり広いですね。少子化対策なんでしょうね。

光田 さっきの教育資金の場合と同じように、贈与者が受贈者名義の金融機関の口座に資金を拠出し、受贈者の側で該当する使途に費消したことを証明する必要がある。それに、50歳到達時に残額がある場合には贈与税が課せられることになっている。

名城 結婚や子育てってお金がかかりますよね。必要な時に必要なお金があると助かりますね。

住宅取得等資金の贈与の特例

白木 結婚、出産、子育てときたら、次は住宅ですね。何か特例はないんですか？

名城 ずいぶん計画的ですね、白木さん。予定でもあるんですか？

白木 私のことはいいのよ！

光田 住宅取得資金の場合は、20歳以上の子や孫が親や祖父母から受けた資金の贈与について700万円（平成28年1月1日～29年9月30日までの住宅の取得の場合）の非課税が定められている。ただし、贈与を受ける側の所得が2,000万円以下、購入する住宅の登記簿上の床面積が一定規模であることなどの条件が付けられているんだ。

白木 「住宅」って一戸建てじゃないといけないのですか？

光田 マンションでも構わない。それに住宅の購入だけでなく増改築も対象だ。ただし、この特例の適用には、住宅を取得する前に贈与が行われていることが条件になっている。ローンを組んで住宅を買い、その後で贈与を受けてローン返済に充てるようなやり方ではダメなんだ。

白木 そこは気を付けないといけないですね。

名城 ますます本気ですね、白木さん。

光田 ちなみに、この特例の適用には申告が必要だ

ぞ。

贈与税の課税根拠と親族間の贈与

名城 贈与税にはいろんな特例があるんですね。とても助かるな～。政府もありがたい優遇措置をつくってくれているんですね。

白木 そうはいつでも特例は特例でしょ。そもそも贈与税ってなぜかかるのかしら？

名城 タダで物をもらったのに税金がかからないのは不公平だからじゃないですか。

白木 それはそうだけど、親族間で贈与を受けても原則は課税されるのでしょ。家族間での財産のやり取りに課税されるというのは納得いかないわね。

光田 民法では、共有等でない限り財産は個人に帰属するとされている。だから、家族間といえども法的には財産の移転が生じるんだ。その移転が無償で行われた場合、つまり贈与によって財産を受けた者は、その分、担税力の増加があるため課税されるということだ。

名城 僕の説明で当たってますよね？

白木 確かに無償で財産を得た場合に課税されるというのはわかりますが、それでいくと、親が子どもに物を買ってあげるとか、小遣いを渡すというような場合でも贈与税がかかることになるんじゃないですか？

光田 白木さんの疑問はもっともだ。しかし、そのような課税は現実的ではないので、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は贈与税が非課税とされているんだ（相法21の3①二）。

名城 親が子どもに渡す小遣いなら非課税で、高価な車を買って与えるような場合には、「通常必要」とは認められないので贈与税が課されるということですね。そうしないと不公平ですよ。

白木 祖父母が孫に何千万円も贈与したとして、それが教育目的であるとしても、その金額からすると「通常必要」とは言えないでしょうね。

名城 だから特例がつくられたのですね！

光田 さらにこれは相続税対策にもなるんだ。おじいさんが財産を持ったまま亡くなると、その財産の価額を基礎として相続税が課される。それを生前に孫に移転しておけば相続財産が減ることになるから、相続税の負担も減らせることになる。

名城 そうか！通常の生前贈与には贈与税が課されるけど、それが一定範囲までは非課税となり、財産

をもらう孫も有効活用できるとなれば、良い制度じゃないですか！

光田 ただ、移転できる財産を持っている一定の富裕層にとってはいいかもしれないが、そうでない一般家庭には無縁の話だ。

白木 ますます格差を広げることになってしまいますね。

名城 でも、必要な時に必要なところへ財産を移転した方が、社会全体にとっても有益なんじゃないですか？

白木 教育に金をかけられる家庭はどんどん教育の機会を得られる一方で、そうでない家庭との格差が問題になっているじゃないの。担税力のある富裕層にはもっと負担をしてもらうべきだわ！

光田 私もそう思う。やはり課税の基本は、担税力に応じた課税、つまり応能負担原則だ。税を通じた所得の再分配を積極的に行わなければ、持つ者と持たざる者との格差が拡大し、貧困が固定化してしまう。

白木 平成28年度の予算案で、三世代同居住宅への

補助制度が盛り込まれる予定のようですが、実際に同居するかどうかではなく、キッチンやトイレなどが複数あれば補助の対象となるようですよ。政府の説明では子育て支援策だと説明しているみたいですが、どうなのかと思います。

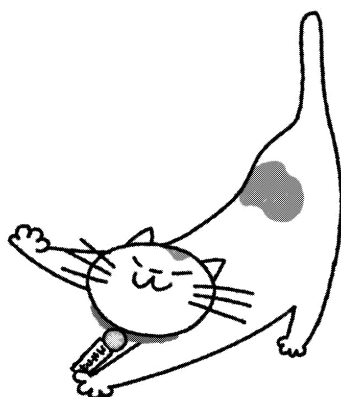
光田 これに関する所得税の減税も制度化されたんだ。しかし結局、豪華な住宅を建てることのできる富裕層を優遇することになってしまうと思う。子育て支援をするなら保育園を増やすとか他にやることがあるんだけどな。

名城 でも白木さんは、贈与税の特例を積極的に使いたいんじゃないんですか？

白木 適用できる制度がある以上は使うに越したことはないわよね。法律が認める適法な行為なのだから。それに、私、三世代同居とか考えていないから、関係ないのよ。

名城 あんなに熱く原理・原則を語ってたのに…。女性は現実的だな～。

白木 理屈だけでは生きていけないのよ、名城君。賢く生きなきゃ。



ちょっと役立ち豆知識

外国人と社会保障制度 ～社会保障協定～

中央支部 金 恩 瑩

前回まで在留期間が3ヶ月を超える在留資格を有する外国人も日本の健康保険や年金保険の加入対象者であり、加入の必要性についてもお話しましたが、日本で中長期の在留を終えて自国へ帰国するような場合に、それまで日本で加入していた年金保険料は掛け捨てになってしまうのでしょうか。また、自国における公的年金受給資格を得られる加入期間をすでに満たせない場合もあるかもしれません。

今回はこのような国際間の人的移動に伴い生じる年金の二重加入や受給資格の問題を解決するために国際間で締結される社会保障協定について大まかな内容を見ていきたいと思います。

■社会保障協定とは

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働く日本人や、外国から日本に派遣されて働く外国人が増え、将来も派遣先の海外で居住する人も年々増加しています。海外で働く日本人や日本で働く外国人は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、自国の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならない場合が生じます。また、日本の公的年金制度に限らず、外国の公的年金制度についても老齢年金の受給資格のひとつとして一定期間の制度への加入を要求している場合がありますが、相手国に短期間派遣され、その期間だけ相手国の公的年金制度に加入したとしても老齢年金の受給資格要件としての一定の加入年数を満たすことができない場合があります。

これらの問題を解決するために、以下の2つを主な内容とした社会保障協定を締結しています。

(1) 適用調整

相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用する。

「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）。

(2) 保険期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようにする。

日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする（年金加入期間の通算）。

■各国との社会保障協定発効状況及び対象となる社会保障制度

2014年10月現在、日本は18ヶ国と協定を署名済み、うち15ヶ国分は発効しています。

「保険料の二重負担防止」「年金加入期間の通算」は、日本とこれら発効済国の間のみで有効です。

協定の対象となる社会保障制度は次の表のように協定相手国により異なります。対象となっていない制度については、二重加入となり、それぞれ加入手続きが必要となります。

【発効済の社会保障協定】

相手国	協定発効年月	期間通算	二重防止の対象となる社会保障制度	
			日本	相手国
ドイツ	平成12年2月	○	公的年金制度	公的年金制度
イギリス	平成13年2月	-	公的年金制度	公的年金制度
韓国	平成17年4月	-	公的年金制度	公的年金制度
アメリカ	平成17年10月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	社会保障制度（公的年金制度） 公的医療保険制度 （メディケア）
ベルギー	平成19年1月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的労災保険制度 公的雇用保険制度
フランス	平成19年6月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的労災保険制度

カナダ	平成20年 3 月	○ 公的年金制度	公的年金制度 ※ケベック州年金 制度を除く
オーストラリア	平成21年 1 月	○ 公的年金制度	退職年金保障制度
オランダ	平成21年 3 月	○ 公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 雇用保険制度
チェコ	平成21年 6 月	○ 公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 雇用保険制度
スペイン	平成22年12月	○ 公的年金制度	公的年金制度
アイルランド	平成22年12月	○ 公的年金制度	公的年金制度
ブラジル	平成24年 3 月	○ 公的年金制度	公的年金制度
スイス	平成24年 3 月	○ 公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 雇用保険制度
ハンガリー	平成26年 1 月	○ 公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 雇用保険制度

※イギリス、韓国については、「保険料の二重負担防止」のみです。

【署名済の社会保障協定】

イタリア（平成21年 2 月署名）

インド（平成24年11月署名）

ルクセンブルク（平成26年10月署名）

フィリピン（平成27年11月署名）

【政府間で交渉中の国】

スウェーデン（平成23年10月から協議中）

中国（平成23年10月から協議中）

トルコ（平成26年 5 月から協議中）

スロバキア（平成27年12月から協議中）

【予備協議中等の国】

オーストリア（平成22年10月から協議中）

フィンランド（平成24年10月から協議中）

■社会保障協定の仕組み

社会保障協定の内容は、協定を締結する相手国の制度内容に応じて、その取扱いが異なります。

協定に共通する仕組みについての簡単な内容は次のとおりです。

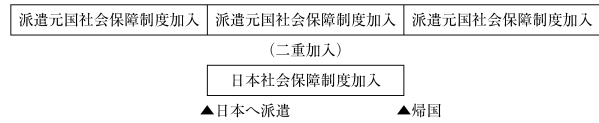
(1) 二重加入の防止について

【被用者の場合】

《協定発効前》

海外において被用者として就労する人が事業主により日本に派遣される場合、日本の社会保障制度に加え、派遣元国の社会保障制度に二重に加入しな

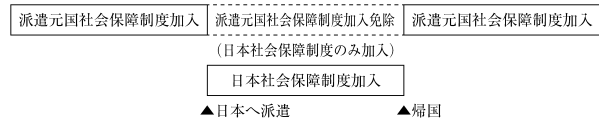
ければならないことがありました。



《協定発効後》

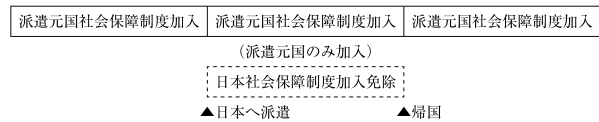
[原則]

協定により原則として就労する国の社会保障制度のみに加入することになります。つまり、派遣元国の事業主により日本の支店などに派遣された場合や現地の企業に採用された場合には、日本の社会保障制度のみに加入することになります。



[一時派遣（5年以内）]

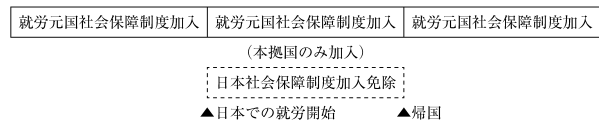
しかしながら、事業所から日本に5年を超えない見込みで派遣される場合には、協定の例外規定が適用されます。すなわち、引き続き派遣元国の社会保障制度のみに加入し、日本の社会保障制度の加入が免除されます。



[同一期間に両国で同時に就労する場合（日英・日韓・日伊協定のみに）]

日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する場合は、生活の本拠を基準として、その国の年金制度のみ加入することになります。日本に生活の本拠を置く場合には、日本の年金制度のみ加入し、協定相手国の年金制度の加入が免除されます。協定相手国に生活の本拠を置く場合には、協定相手国の年金制度のみ加入することになります。

* 就労元国が本拠国となる場合の例



※一時派遣されている人については、一時派遣者の取扱いとなります。

◆加入する社会保障制度

加入する社会保障制度は、就労状況や派遣期間により以下ようになります。

就労状況 派遣期間	加入する社会保障制度
5年以内と見込まれる一時派遣	協定相手国の社会保障制度
上記派遣者の派遣期間が、予見できない事情により5年を超える場合	原則、日本の社会保障制度 両国の合意が得られた場合には、協定相手国の社会保障制度のみ
5年を越えると見込まれる長期派遣	日本の社会保障制度
日本での現地採用	日本の社会保障制度

【自営業者の場合】

上記の考え方は、事業所で就労する人だけでなく自営業者にも当てはまります。例えば、協定相手国の自営業者が一時的に日本で自営活動を行うのであれば、引き続き協定相手国の社会保障制度に加入することになりますが、長期的に日本で自営活動を行う場合は日本の社会保障制度に加入することになります。また、協定相手国で自営業をしていない人が日本で初めて自営活動を行う場合は、日本の社会保障制度に加入することになります。

(2) 年金加入期間通算の仕組み

(例) ドイツ老齢年金の場合

《協定発効前》

ドイツの加入期間 3年

日本の加入期間 2年

※ドイツの老齢年金受給の期間条件は5年なので、上記の場合は2年不足するために、ドイツの老齢年金を受給することができない。

しかし、協定相手国との間では、日本の年金加入期間を協定相手国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、日本の年金加入期間を通算することで、年金受給権を獲得できるようになりました。
《協定発効後》

ドイツの加入期間 3年

日本の加入期間 2年

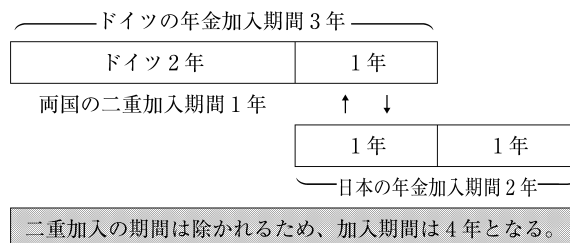
年金加入期間を通算→加入期間を5年として取り扱う

※ドイツの年金加入期間（3年）はドイツの老齢年金の期間要件（5年）を満たさないが、日本の年金加入期間を通算すると5年以上になるので、ドイツの老齢年金を受給できる。

年金加入期間通算とは、協定相手国の年金制度の加入期間のみでは、受給資格を満たさない場合に日本の年金制度の加入期間を協定相手国の加入期間とみなし、年金加入期間を通算することにより、協定相手国の年金を受けられるようにするものです。

ただし、両国の年金制度に二重に加入していた期間は、一方の国の加入期間のみを考慮します。

(二重加入があった場合)



年金加入期間の通算とは、両国の年金加入期間をまとめての一方の国から年金を受けるという仕組みではなく、それぞれの国で年金受給権を得るための期間要件を判断する場合に相手国の年金加入期間を通算するという仕組みです。したがって、年金を受けるときには、両国の年金制度に加入した期間に応じた年金を、それぞれの国から受けることとなります。

同様に、障害年金及び遺族年金についても年金加入期間の要件を満たす必要がある場合は、日本の年金加入期間を通算することができます。

社会保障協定は、協定相手国別の特有の取扱いと手続きがありますので、詳細については以下のHPをご確認ください。

・日本年金機構（社会保障協定）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>

・厚生労働省（社会保障協定）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

お知らせコーナー

愛行発第29号

平成26年4月18日

会 員 各 位

愛知県行政書士会

会 長 山田高嗣

広報部

部 長 野田悦子

常設無料相談員募集開始のお知らせ

愛知県行政書士会では、広報活動の一環として毎月第二火曜日に常設無料相談会を開催しているほか、各関係団体や官公庁とも協力し相談会の開催や各種セミナー等に講師派遣をしております。平成28年度も引き続き各種相談会等を継続開催する予定ではありますが、現在の常設無料相談員が、平成28年9月30日をもって任期満了となります。そこで、新たに常設無料相談員及び常設無料相談補助要員を募集いたします。

下記の概要をご覧ください、多数の応募をお待ちしております。

記

1 対象

愛知県行政書士会の所属会員として、行政書士業務及び市民法務に関して法的思考が可能であり、知識と知恵の全てを動員し、相談者の期待や信頼に応えることの出来る人格をも兼ね備えた個人会員（以下、「会員」という。）を対象とします。

2 募集概要

1) 種別

①A種 常設無料相談員

②B種 常設無料相談補助要員

2) 主な業務内容

①A種 主相談員として、相談者の対応を行なっていただきます

②B種 主相談員の補助を行い、自己研鑽を図っていただきます

3) 募集人数

A種、B種合わせて合計30～40名程度（A種相談員18～24名、B種12名程度を想定）

※募集人員を少なくしました。

これまで以上に多くの相談会に出席いただき、各種事例に触れていただくことが出来ます。

4) 弁償費及び交通費

①A種 本会の規程に応じて旅費を支給（※講師の場合は講師料を規程に応じ支給）

②B種 交通費のみ支給

5) 任期（A種、B種共通）

平成28年10月1日から平成30年9月30日まで

3 応募資格

1) 会員期間を満たしていること

①A種 平成28年5月1日現在、愛知県行政書士会へ入会後3年以上経過する会員

②B種 問いません

2) 業務等の経験があること（A種、B種共通）

下記①から③のいずれかの経験を有している必要があります。

①業務の経験

平成25年から平成27年の直近三ヶ年において、業務経験を有していること。

②相談員の経験

当会、所属支部、会員事務所、行政庁その他の活動において、相談員経験を有していること。

③当会等での活動経験

当会、所属支部の事業活動に運営参加した経験をいい、その内容については問いません。

3) 所属支部の支部長から推薦が受けられること（A種、B種共通）

4) 必要書類の提出及び面接が受けられること

※必要書類（下記様式は、愛知県行政書士会ホームページ内会員ページからダウンロード）

①応募用紙及び誓約書 ②活動経験報告書 ③相談員経験報告書 ④推薦状 ⑤対応可能業務一覧表

※ 面接日については、書類審査後ご案内いたします。

5) 行政書士法第14条に基づく処分又は愛知県行政書士会会則第37条の処分を応募時に受けていない個人会員

6) 愛知県行政書士会会則第9条及び愛知県行政書士会規則第19号の規定に違反していない個人会員

7) 本会が用意した誓約を順守できること

4 活動内容（平成27年度実績）

1) 本会常設無料相談会

2) 行政書士制度広報月間に伴う電話無料相談会

3) 名古屋自由業団体連絡協議会主催の各種イベント

4) 名古屋国際センターでの外国人向け相談会、市政相談

5) 愛知県国際交流協会との連携事業（無料相談会、セミナー講師派遣等）

6) 刈谷市役所での行政相談会

7) 日系人就業・定着支援研修への講師派遣

9) その他広報活動の内、無料相談会等に関する活動

5 委嘱までの流れ（予定）

1) 募集開始 5月2日（月）から5月31日（火）（消印有効）

2) 書類審査 6月1日（水）から6月6日（月）

3) 面接審査 6月中

4) 理事会 7月中（※ 理事会で承認を経た後に委嘱状を交付します。）

5) 常設無料相談員全体会議案内 8月中

6) 常設無料相談会全体会議（委嘱状交付※） 9月中（参加必須）

7) 活動開始 10月1日（土）から

6 その他

1) 各種相談は基本的に事前予約制のため、相談概要、時間等は予め確認した上で当日の対応をお願いすることになります。但し、相談者が当日直接電話し又は来館する場合があります。

2) A種及びB種の会員が、2名のチームを編成し、相談対応を行います。

3) 各チームで応じた相談案件は常設無料相談委員長又は同副委員長へ報告書を提出し、委員長又は副委員長は集計した上で広報部へ報告集計書等を提出します。

4) 相談者から会員の紹介若しくは担当チームへ業務委任の意思が寄せられた場合、原則各支部長を経由し会員を紹介するものとします。

5) 相談者からの直接受任は不可とします。

6) 常設無料相談員及び補助要員の名称を個人事務所の広告、名刺等へ掲載する事は不可とします。

7) 詳細は、本会ホームページまたは事務局へお問い合わせください。

※ 応募に必要な書類は、愛知県行政書士会ホームページ内会員ページからダウンロードください。

愛知県行政書士会ホームページアドレス (<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>)

会報の送付についての会員宛アンケート

愛知県行政書士会 広報部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、広報事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、広報部では、限りある資源の有効利用及び電子媒体の浸透によるペーパーレス化の傾向にある状況を鑑み、会報の紙媒体での発行の見直しを検討することと致しました。

予てより会報は、ホームページにて閲覧していただけるよう掲載しております。

印刷費、郵送費等ペーパーレス化により節減できる費用で誌面をより充実させることをはじめ、会報予算を他の広告費用へ振り向ける等、会費の有効利用につなげることを考えています。

つきましては、平成28年4月より、1年間を目処に紙媒体での発行が不要な会員の回答を下記によりお願いをして参ります。

会報の紙媒体での発行不要のご連絡をいただいた会員には、平成29年度5月号から郵送を停止させていただく予定です。

なお、当該アンケートは、ホームページの「会員ページ」の「会員向けお知らせ」にも掲載しておりますのでご利用ください。

※ 既にご回答いただいている方にもお送りしていますので、ご了承ください。

記

アンケート内容

Q1. 愛知県行政書士会会報の紙媒体での発行は不要です。

支部名 _____ 氏 名 _____ [愛知会会員番号 _____]

Q2. 会報・ホームページについて、ご意見等ありましたらご記入ください。

※ アンケートは、事務局FAX [052-932-3647] にお送りください。

平成28年3月

関係機関各位

法務省名古屋入国管理局

外国人入国用EDカード及び再入国EDカードの様式変更並びに外国人出国用EDカードの廃止に係る広報について（依頼）

日頃から出入国管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

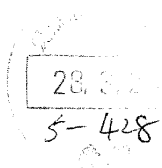
さて、法務省入国管理局では、本年4月1日から、外国人入国用EDカード及び再入国EDカードの様式を変更するとともに、外国人出国用EDカードを廃止することとなりました。新様式については、「国籍・地域」、「性別」、「旅券番号」等の記載項目の一部を削除するとともに、外国人入国用EDカードでは、記載漏れ防止のため、これまで裏面にあった「質問事項の回答」及び「署名」欄を表面に移動しました。また、再入国出国用EDカードでは、これまでのように「再入国許可」又は「みなし再入国許可」のいずれかを選択するのではなく、再入国の意思の有無について記載していただくこととしました。

つきましては、本件様式変更等に関する広報について、御協力をお願いいたします。

なお、入国管理局の広報資料を送付させていただきますので、御利用頂ければ幸いです（詳細につきましては、入国管理局ホームページを御覧下さい <http://www.immi-moj.go.jp/>）。

取扱：名古屋入国管理局総務課
（渡邊，浅野）

TEL 052-559-2150



日本にお住まいの外国人の皆様、日本へお越しの外国人の皆様へ 平成28年4月1日から 外国人入国記録・再入国出入国記録の様式が変わります！ また、外国人出国記録が廃止されることとなりました！

改正の概要

新様式については、「国籍・地域」、「性別」、「旅券番号」等の記載項目の一部を削除するとともに、外国人入国記録では、記載漏れ防止のため、これまで裏面にあった「質問事項の回答」及び「署名」欄を表面に移動しました。また、再入国出入国記録では、これまでのように「再入国許可」又は「みなし再入国許可」のいずれかを選択するのではなく、再入国の意思の有無について記載していただくこととなりました。

詳細については入国管理局ホームページを御覧ください ➡ <http://www.immi-moj.go.jp/>

新様式の外国人入国記録

外国人入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR FOREIGNER 【ARRIVAL】

英語又は日本語で記載して下さい。Enter information in either English or Japanese.

氏名 Name	Family Name	Given Names
生年月日 Date of Birth	Day Month Year	現住所 Home Address
国籍 Nationality	Country	航空機便名・船名 Flight No./Vessel
渡航目的 Purpose of visit	観光 Tourism その他 Others	日本滞在予定期間 Intended length of stay in Japan
日本の連絡先 Contact address in Japan	〒	

裏面の質問事項について、該当するものに☑を記入して下さい。Check the boxes for the applicable answers to the questions on the back side.

1. 日本での退去強制歴・上陸拒否歴の有無 Any history of receiving a deportation order or refusal of entry into Japan	はい Yes	いいえ No
2. 有罪判決の有無(日本での判決に限らない) Any history of being convicted of a crime (not only in Japan)	はい Yes	いいえ No
3. 規制薬物・銃砲・刀剣類・火薬類の所持 Possession of controlled substances, guns, bladed weapons, or gunpowder	はい Yes	いいえ No

以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and accurate.

署名
Signature

裏面の質問事項
に対する回答欄
が表面に移動し
ました。
必ずいずれかに
☑して下さい。

裏面の署名欄が表面
に移動しました。

新様式の再入国出入国記録

外国人用 (再入国)

再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ② 【ARRIVAL】

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ① 【DEPARTURE】

氏名
Name

生年月日
Date of Birth

航空機便名・船名
Flight No./Vessel

主たる渡航先国名
Destination

出国予定期間
Intended period out of Japan

1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.
(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

出国予定期間
のいずれかに
必ず☑して下さい。

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、

☑1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、

☑2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.
(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)



法務省入国管理局

改正のポイント

旧様式からの主な変更点は、次のとおりです。

外国人入国記録

- 「国籍・地域」、「性別」の削除
- 「生年月日」欄の西暦欄を2桁から4桁に変更
- 「所持金」に対する質問を削除
- 「職業」、「旅券番号」、渡航目的の「トランジット」の削除
- 「日本滞在予定期間」欄の年月日枠の削除
- 裏面の質問事項回答欄及び署名欄を表面に移動

再入国入国記録

- 「国籍・地域」、「性別」の削除
- 「生年月日」欄の西暦欄を2桁から4桁に変更
- 「所持金」に対する質問を削除

再入国出国記録

- 「国籍・地域」、「性別」の削除
- 「生年月日」欄の西暦欄を2桁から4桁に変更
- 記載項目（「出国予定期間」）の追加
- 再入国の意思の表明欄の変更（詳細は、下記Q3を参照）

様式変更についてのQ&A

Q1：いままでの様式は使えなくなるのですか？

→A：外国人入国記録及び再入国入国記録のいずれも、当分の間、引き続き使うことができます。

Q2：いままでの再入国出国記録を使う場合、再入国の意思の表明は、どこに☑すればいいのですか？

→A：いままでの様式を使う場合、以下の欄にチェックして下さい。

旧様式の再入国出国記録【3種類】

旧様式の再入国出国記録【3種類】

こちらに☑して下さい。

裏面へ

Q3：再入国予定の場合、出国する際に、再入国許可による出国なのか、みなし再入国許可による出国なのか、これから選択する必要はないのですか？

→A：EDカードに記載された出国予定期間に基づき、入国審査官が判断して手続きを行いますので、必要ありません。（なお、必要に応じて本人の希望を確認する場合があります。）

Q4：なぜ、有効期間の残っている「再入国許可」を持っている外国人が、再入国の予定がないのに、再入国出国記録を提出しなければならないのですか？

→A：中長期在留者の方については、住民基本台帳制度の対象となっていますので、再入国の意思の有無について確認することとしました。

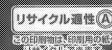
Q5：4月1日より前に、新様式を使うことはできますか？

→A：3月31日までは新様式を使うことができませんので、ご注意下さい。

【お問い合わせはこちら】 お問い合わせ先：外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8：30～17：15）

0570-013904 (IP, PHS, 海外から：03-5796-7112)

又は最寄りの地方入国管理局にお問い合わせください。



日行連発第1359号

平成28年3月11日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 遠田 和夫

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく
協議会の構成員について（お願い）

標記の件について、総務省及び国土交通省に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条に基づく協議会の構成員について、平成28年2月10日付・日行連発第1185号にて総務省及び国土交通省に照会し、平成28年2月10日付でご回答をいただきましたので、別紙のとおりご報告いたします。

各単位会におかれましては、空家等に関連する調査は行政書士業務であることから、各自治体に対し、同法に基づく協議会への行政書士の参画について推進いただくとともに自治体と連携し積極的に空家等対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【別紙】

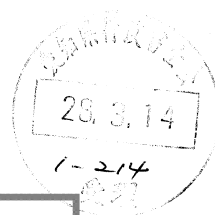
○平成28年2月10日付・日行連発第1185号

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会の構成員について（照会）

○平成28年2月10日付・事務連絡（総務省地域力創造グループ地域振興室、国土交通省住宅局住宅総合整備課発・日行連宛）

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会の構成員について（回答）

以上



★ 別紙については、愛知県行政書士会ホームページの会員ページ内の「新着情報」と「業務部情報」の土地利用部に掲載しております。



27農振第650号
平成28年3月16日

愛知県行政書士会会長殿

愛知県農林水産部長



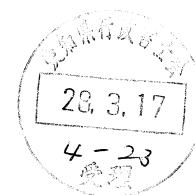
農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準の改正について（通知）

第5次地方分権一括法及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農地法等の改正や国の営農型発電設備の取扱通知等との整合性を図るため、別添のとおり農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準（平成20年3月14日付け19農振第1866号）を改正し、平成28年4月1日から施行しますので、ご承知ください。

担当 農業振興課

農地管理グループ（馬場）

電話 052-954-6405（ダイヤルイン）



農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準改正の概要

1 改正の理由

平成28年4月1日から施行される第5次地方分権一括法及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農地法等の一部改正を反映して内容を修正する。

また、文書表現について国の運用通知や営農型発電設備の取扱通知との整合性を図る。

2 主な改正内容

- ・ 今回の法令改正による条ズレ等を修正する。
- ・ 平成25年3月31日付けで農林水産省から発出された営農型太陽光発電設備についての転用許可制度の取扱通知の内容を反映する。
- ・ 見出しの番号や文書表現について国の運用通知との整合性を図る。
- ・ 前回の審査基準の改正以降、法令改正により追加された東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業及び農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備についての許可基準の特例を反映する。

(実際の農地転用の取扱いは、これまでと変更ありません。)

★ 「農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準」については、愛知県行政書士会ホームページの会員ページ内の「新着情報」と「業務部情報」の土地利用部に掲載しております。

日行連発第1367号
平成28年3月16日

各 単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
第二業務部
部長 高尾 明仁

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」への対応について

平成28年3月15日、国土交通省より「所有者所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」が下記のとおり発表されました。本ガイドラインでは所有者の所在調査のために資格者活用が推奨されており、窓口として行政書士会も紹介されております。(ガイドライン p133～第6章「所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について」参照。)

つきましては、当該内容についてご承知いただくとともに、各自治体から相談があった際にはご対応をお願いいたします。

なお、当該調査における、行政書士の更なる活用について、別途関係機関への働きかけを進めておりますことを申し添えます。

記

「国土交通省ホームページ」

○所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/shoyusha.guideline.html>

(参考)

報道発表

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23_hh_000061.html

最終とりまとめ

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/seisakutokatsu_iten_tk_000002.html

以上



日行連発第 1407 号

平成 28 年 3 月 24 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会

会長 遠 田 和 夫

第一業務部

部長 益 本 納

農業委員会等に関する法律の改正に伴う行政書士の農業委員への登用について（お願い）

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、同年 9 月 4 に公布（平成 27 年法律第 63 号）されたことにより、「農業委員会等に関する法律（以下、「農業委員会法」という。）」の改正が行われ、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命性へ変更されましたことは、平成 27 年 12 月 28 日付・日行連発第 1000 号文書においてご案内したとおりです。

行政書士についても農業委員への登用の可能性があることから、各単位会におかれましては、登用に向けて積極的な働きかけを行っていただいているところと存じますが、任命に際しては、改正農業委員会法第 8 条第 6 項において、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と明記され、中立的立場から公正な判断ができる者を選出するよう求められております。このことについて、下記のとおり、お知らせいたしますので、所属会員に対し周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 登用に係る活動について

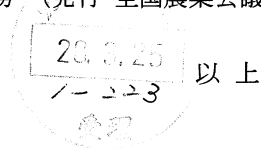
行政書士は農地転用手続きの代理・代行業務を通じて、農業委員会が所掌する事項について密接な関わりを有することから、上記「利害関係」を有する者に該当するのではないかと憂慮するところがあるかと思われますが、登用する際の判断基準については具体的に示されておりませんので、支障なく行っていただくことができると及び各単位会が推薦団体となることについても特段問題ない旨の見解を農林水産省担当者より伺っております。

2. 登用後の農業委員会の議事参与について

農地転用許可申請書の作成を代理した場合には議事参与が制限され、代行した場合には制限を受けない（ただし、許可が得られたか否かにより報酬額に差がある場合等においては、議事の公正を確保する観点から議事参与を制限される場合あり。）というように、利害関係人であるか否かにより議事参与の制限の有無に差が出てくることとなります。詳細につきましては、農林水産省担当者よりご教示いただいた以下の参考書籍（89 頁）を御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、中立的立場から公正な判断ができる者であるかどうかの最終的な判断については、各市町村長の裁量に委ねられておりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

【参考書籍】Q&A こんなときどうする？ 五訂 農業委員会の運営実務（発行 全国農業会議所）



東農委発第26号

平成28年 3月25日

愛知県行政書士会

会 長 山田 高嗣 様

東郷町農業委員会

会 長 水野 元紀 様



農地法に基づく許可申請の受付期間の変更について（通知）

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本委員会では、平成28年4月1日より施行される農地法の改正に伴い、許可申請の受付期間を下記のとおり変更しますので、事前にお知らせいたします。

記

1 変更内容

農地法に基づく許可 申請を受付する期間	(変更前)	(毎月1日から10日までの開庁日)
	変更後	毎月10日から15日まで ※15日が閉庁日の場合は、その直後の 開庁日まで

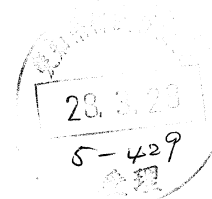
2 変更時期

平成28年8月

担 当 東郷町農業委員会事務局
(東郷町役場産業振興課内)

電 話 0561-38-3111 内線 2242

F A X 0561-38-0066



宮 発 第 181 号
平成28年3月31日

愛知県行政書士会
会 長 山田 高嗣 様

宮田用水土地改良区
理事長 恒 川 宣 彦



宮田用水土地改良区各種申請・土地原簿等閲覧における
添付書類について（お知らせ）

平素は宮田用水土地改良区の事務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、宮田用水土地改良区では組合員（土地所有者）
以外の代理人が当改良区各種申請を提出、土地原簿等閲覧の際、添付書類と
して下記のものを追加する事と致しました。

つきましては貴会員の皆様に対し、この旨ご周知していただくようお願い
致します。

記

追加する添付書類 ・ 委 任 状

担当 宮田用水土地改良区
電 話 0587-32-4151
徴 収 課
土地原簿等の閲覧
組合員の名義変更・農地売買
農振除外・農地転用について

用排水課 管理係
水路占用許可・境界立会に
ついて



※委任状のフォームは愛知県行政書士会 ホームページ HP 業務部情報（土地利用部）よりダウンロードできます。

ライブラリ研修動画一覧

(平成28年3月24日現在)

	部局	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務	525	2016/ 2 /23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画	376	2011/ 9 / 8	6次産業化法研修会	○
3		495	2014/ 8 /29	ROBINS確認者研修会	○
4	建設	398	2011/12/15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について	×
5		441	2012/ 7 /24	初心者向け産業関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
6		449	2012/10/15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
7		472	2013/ 9 /26	初心者向け業務研修会（産業廃棄物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
8		474	2013/10/18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
9		494	2014/ 8 /25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
10		498	2014/ 9 /18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
11		500	2014/10/15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
12		512	2015/ 3 /20	建設業許可と経審について（大臣）	×
13		513	2015/ 8 /25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
14		514	2015/ 9 /16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
15		515	2015/10/15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
16		518	2015/11/19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
17	運輸	357	2011/ 1 /26	倉庫業について	○
18		404	2011/10/26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
19		446	2012/10/10	一般貨物運送業の許可申請について	○
20		457	2012/12/17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
21		501	2014/10/29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
22		519	2015/11/ 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

	部局	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
23	国際	420	2012/ 2 /25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
24		467	2013/ 2 /13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
25		480	2013/10/31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
26		486	2014/ 2 /21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○
27		488	2014/ 3 /17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○
28		504	2014/12/ 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○
29		509	2014/12/25	はじめての国際法 1	○
30		510	2015/ 2 /18	はじめての国際法 2	○
31		517	2015/11/24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○
32		521	2016/ 1 /28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日 1 /28	○
33		526	2016/ 3 / 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○
34	土地	374	2011/ 8 /23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
35		442	2012/ 8 / 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
36		451	2012/10/31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
37		461	2013/ 1 /31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に開けない市街区調整区域の話	○
38		489	2014/ 3 /24	農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る審査基準	○
39		493	2014/ 7 /24	愛知県における開発許可等	○
40		502	2014/11/12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○
41		507	2015/ 1 /19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○
42		516	2015/ 9 /24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第 1 号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第 1 号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
43		523	2016/ 1 /27	行政書士の土地利用業務について	○
44	法人	425	2012/ 6 /28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
45		445	2012/ 9 /24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
46		473	2013/10/10	法人経営部研修会 第 1 部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第 2 部 第二種金融取引業の新規登録について	○
47		481	2013/12/13	法改正後のNPO法人の設立について	×
48		490	2014/ 2 /19	風俗営業許可申請について	○
49		499	2014/10/ 6	経営者保証のガイドラインについて	○
50		511	2015/ 2 /12	医療法人の設立について	×

ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL () —	
	メールアドレス		FAX () —	
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバーの場合のみ、FAXまたはE-mailにより、
その旨ご連絡いたします。

※愛知会のホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>
の会員ページの「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 平成28年5月11日(水)

開催日 平成28年6月8日(水)

時 間 午後1時30分

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第一水曜日 5月は第一水曜日が休日のため、5月6日(金)

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成28年5月25日(水)

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定

法人経営部

開催日 毎月第一水曜日 5月は第一水曜日が休日のため、5月2日(月)

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

平成28年 5 月 1 日

会 員 各 位

 建 設 環 境 部
 運 輸 交 通 部
 国 際 ・ 私 法 部
 土 地 利 用 部
 法 人 経 営 部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



一宮支部 川添 広 会員

会報委員 林 麗子



冬と春とを行ったり来たりの曖昧な空気を、思い切り吹き飛ばすような強風の吹く3月朔日。私は一宮市萩原町北部へ車を走らせました。西への直線道路に入ると視界が一気に開け、雪を冠った養老山地が目飛び込んできました。青空に光る雪峰の美しさに見とれそうになりながら、昨年7月に新築された「川添広 行政書士・土地家屋調査士事務所」に到着しました。普段は測量用の作業着でいらっしゃる川添先生ですが、当インタビューのためにネクタイ姿でご登場いただきました。

行政書士登録から13年、川添先生はこの間に一宮支部の役員を9年、昨年度からは本会理事も務めていらっしゃいます。次々に役職を担われる先生の積極的な姿勢には、ただただ敬服いたします。今回の会員訪問記も快諾していただきまして、大変感謝しております。

毛織の町・尾州という土地柄らしく、先生のご実家も織物に関連したご家業をなさっています。そのお手伝いを数年なさり、岐阜県笠松町の総合事務所で調査士の補助者として2年半勤務、両資格取得後の平成14年に独立開業と至りました。

携わる業務の割合は7：3（調査士：行政書士）、行政書士としては農地転用・開発許可申請を専門に行なっておられます。土地関連業務に無知な私は掘り下げたお話を伺うどころか、申し訳なくも川添先

生から基本的な説明を頂き貴重なお時間を奪ってしまいました。しかしながら素朴な疑問にも大変分かりやすく、淀みなく答えて頂けることを、私は我が身をもって体験いたしました。これぞプロ、顧客からの信頼も非常に厚いこと間違いありません。

農地転用の申請には、判断のための基準および実現への手段が多種多様にあるそうです。土地家屋調査士としての知識も総動員し、考え得る限りの方面から検証し許可につなげることが出来るのが川添先生です。また行政書士として調査士として、司法書士や税理士との業際遵守にも意識の高い先生です。

最後に、開業から年数の浅い新人行政書士へのメッセージを頂きました。それは、「行政書士業務に専念すること。」しばらくは仕事がなく厳しい日々が続いても、行政書士以外のビジネスをしようとするのではなく、これぞと決めた業務を掘り下げて勉強していくこと。いろいろな人と触れ合って経験を積み、スペシャリストを目指すことが成功への近道だとおっしゃいました。ご自身の経験から紡ぎ出された重みあるメッセージ、私もしっかりと受け止めたいと思いました。

車好きでみえる川添先生、休日には車内に長渕剛などのJ-POPを流しながら温泉やスーパー銭湯めぐりをなさるのがご趣味だそうです。また、先々の夢はトライアスロンの再開だとお伺いしました。ぜひともそのパワフルな精神と身体で、挑戦していただきたいものです。ご多忙の中、本当に気さくに応じて下さった川添先生、ありがとうございます。今後ますますのご発展を心より祈念いたします。

支部だより

中央
支部

第三回建設環境 業務部会研修会

水崎 由佳子会員

日 時 平成27年12月2日(水)
午後6時～8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室
出席者 28名
講 師 西脇 義郎会員（尾張支部）
テーマ 『建設業許可申請について』



第三回建設環境業務部会の研修会は、「建設業許可申請について」と題しまして、尾張支部の西脇義郎会員をお招きし、テーマについて解説して頂きました。

今回の研修会は、建設業許可申請の作成上の注意点や知っておきたい知識、また、手続を進める上でぶつかる疑問、例えば「経營業務の管理責任者に準ずる地位って？」についてわかりやすく解説頂きました。

実際に多くの実務に携わった講師からの講義は、今後業務に取り組む会員にとっても、大変参考となる充実した研修会となりました。

名古屋
支部

新年賀詞交歓会

会報委員 森田 英樹

日 時 平成28年1月23日(土)
場 所 名古屋マリオットアソシアホテル51階
「ジュピター」

今年も例年通り、名古屋支部新年賀詞交歓会が1月23日(土)、夜景の眺めもすばらしい名古屋マリオットアソシアホテル51階「ジュピター」で開催されました。今年久しぶりに中華料理を味わっていただく企画しました。新入会員の方も活発に交歓会の輪へ加わってもらいました。新入会員の積極的な参加で交歓会がとても華やいだ雰囲気でした。交歓会では国会議員をはじめ各議員の方々にもご出席いただきました。参加された会員の皆様はそれぞれで親睦・情報交換を活発にされていました。交歓会閉会後もその勢いで2次会に繰り出す会員の方々もおられ、とても有意義なひとときだったと思います。来年も同じ会場で賀詞交歓会を実施する予定です。今回は参加されていない会員の皆様も来年は是非参加され、会員相互のネットワークを広げていただけたらと思っています。

知多
支部

土地利用研修 委員会研修会

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成28年 1 月27日(水)

午後 2 時～ 3 時30分

場 所 住吉福祉文化会館

講 師 愛知県知多農林水産事務所職員

上田 幸治氏・奥村 雄大氏

テーマ 『農地法等ポイントの解説と質疑応答』

出席者 28名



今回は、土地利用研修委員会の企画で、愛知県知多農林水産事務所職員を講師にお招きしての研修会となりました。深谷義彦支部長のあいさつの後に、まずは上田幸治氏から、「農業振興地域制度に関するガイドライン」を参考に農業振興地域整備計画の基準について説明を受けました。その中で「土地改良事業等の施工に係る区域内の土地というのは、簡単にいえば、国民の税金を投入した国民の食料を確保するための優良農地」という言葉が印象に残りました。大切な食料を確保するための農地だから、簡単には転用できないのだということでした。

その後、事前に受け付けていた質問内容についての説明を交えながら、「農地法第4条及び第5条の許可に係わる審査基準」という資料を参考に、農地転用の許可判断をする一般基準について説明されました。

続いて、奥村雄大氏から第一種農地、甲種農地等の説明がありました。甲種農地というのは、第一種農地よりも、よりよい優良農地で、原則として、転用を許可することができない農地ということでした。

一時間ほどの説明の後、質疑応答があり、内容の濃い研修が終わりました。講師の先生方、ありがとうございました。

尾張
支部

無料相談会 相談員研修会

会報委員 松永 和範

日 時 平成28年 1 月29日(金)

午後 6 時15分～ 7 時45分

場 所 スペースパレッタ

講 師 松田 伸吾会員

谷口 正信会員

テーマ 『無料相談会注意事項、過去の相談実績等』

出席者 19名



尾張支部では、広報活動及び社会貢献活動の一環として、春日井市においては毎月第3火曜日、小牧市においては奇数月第2木曜日に各市役所にて無料

相談会を行っております。

本年度から、当該無料相談会の相談員を、相談員登録に登録された方から選定されることになり、初めての研修会が開催されました。

前半は松田会員により、『(案) 愛知県行政書士会尾張支部相談会運営要綱』及び『愛知県行政書士会尾張支部相談員基本マニュアル』を用いて、丁寧に説明していただきました。特に名刺の交付等の営業活動は一切認められていないことを強調されておりました。困^{ちな}みに(案)となっているのは役員会の承認前であるからです。

後半は谷口会員により、過去2年分の相談会(全

11回47件)で相談された内容及び相談会用シートの書き方についての説明をしていただきました。ほとんどの相談が遺言・相続についてのものであるものの、“税理士法や司法書士法等に違反しない範囲内”での説明に限定するよう注意されました。また相談会用シートについては詳細に記述するようにとお願いされました。

質疑応答も活発になされ、無料相談会を成功させたいという参加者の熱意が感じられました。

研修後は会員相互の交流が行われ、時間まで楽しく過ごすことができました。



土地利用部研修会 & 土地利用部会

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年1月30日(土)

午後3時30分～5時30分

場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

講 師 内山 克典尾張支部支部長

テーマ 『農地転用手続きの初歩』

出席者 14名(部会12名)



平成27年度土地利用部研修会と土地利用部会が行われました。

土地利用部研修会の講師には尾張支部支部長の内山克典先生をお招きして、農地転用等の初歩の講義をしていただきました。講義のレジュメも内山先生自ら用意していただき、恐縮しました。内山先生のレジュメには昭和支部に含まれる名古屋市、日進市、愛知郡東郷町ごとに農家の下限面積や農転許可の日程、農振除外の日程等が載っていたため助かりました。また依頼を受けた時から申請までの確認事項や必要書類等や農地法、農振除外、開発許可・建築許可の個別法令とその解説、そして農地転用の用語の意味等がコンパクトにまとめられ、まさに初心者にも分かりやすいレジュメと講義でした。内山先生は土地利用業務の特徴として、一つとして同じ申請がない、許可権者が多様(市町により言うことが異なる)、専門知識が必要、多種の法令が複雑に絡んでいる、図面を描けた方が有利等を挙げられました。

内山先生の講義の後、近くの居酒屋で土地利用部会が開かれました。ここでは部会について問われました。単なる飲み会になってしまった感がある部会ですが、平成28年度からはその部の習熟者と習熟者になりたい会員だけが集まる本来の部会に軌道修正する必要があると思いました。

中央
支部

平成27年度第二回運輸 交通業務部会研修会

亀井 直美会員

日 時 平成28年 2 月 4 日(木)

午後 6 時～ 8 時

場 所 愛知県行政書士会館 3 階大会議室

出席者 15名

講 師 川合 智士会員 (西北支部)

テーマ 『知っておきたい運送業許可』



今回は、西北支部より運送業許可専門の行政書士としてご活躍の川合先生を講師にお招きし、「運送業の許可申請について」ご講義いただきました。

許可申請の引き合いがあった際に気を付けなければいけないことから始まり、実際に事業を開始するまでの一連の業務の流れや、また事業開始後のお話もいただき、川合先生の機知に富んだ非常に判りやすい講義内容でした。

講義の最中も、出席会員から数多くの質問が出され、講義内容への関心の高さが感じられました。また、講師の先生の実体験を交えながらの回答は、業務に携わる会員にとっては有益な情報を得ることができ、業務初心者の方にも納得できるお話であったと思います。前半は許可に必要な要件や業務を進める上での重要点・注意点を、終盤には、難題に直面した場合の対応法を過去の事例を基に、貴重なお話を伺うことができました。

講師の先生のお人柄に加え、出席会員の積極的な姿勢もあり、講義は大変活気にあふれてとても有意義な研修会となりました。

ご講義いただきました川合先生には、業務お忙しい中、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

昭和
支部

日進市 無料相談会 2 月

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 2 月 8 日(月)

午後 1 時30分～ 4 時 5 分

場 所 日進市役所 4 階相談室

相談員 鬼頭 憲司会員、大嶽 美喜子会員

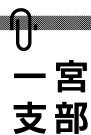
相談者 3 組 (4 人)



平成28年 2 月の日進市無料相談会が行われました。今月の相談者の予約状況は 4 枠全て埋っていましたが、1 組がキャンセルになっていたため、3 組の相談者に対応することになりました。先月の 4 組に続いて今月は 3 組ということで日進市役所の無料相談会は 2 ヶ月連続で好調を維持していると言えます。

もっとも来月は何人の相談者が来ていただけるのかは分かりません。0 人かもしれないし 4 組以上の相談者が予約の段階で集まるかもしれません。益田俊信支部長はともかく、筆者は特別毎月の相談者の数を記録して統計を取り、分析しているわけではないので来月の相談者が何人集まるのか？なんて事は分かるわけがありません。来るときは来る、来ないときは来ない、としか言いようがないのです。

さて、今日の相談員は鬼頭先生と大嶽先生でした。大嶽先生の趣味は前々号 (平成28年 1 月・No.274) で紹介した通り民謡です。歩き方も何となく違います。そしてもう一人の相談員、鬼頭先生は若い頃ヘビメタ (ヘビーメタルの略) のロックバンドを結成して日本全国のライブハウスで演奏したそうです。そしてご本人も本気でプロのミュージシャンを目指していたという事でした。今は専ら日本のヘビメタバンドのライブを観に行く事が趣味だそうです。ヘビメタ命、でも仕事は正確な鬼頭先生。大変ユニークなキャラの持ち主で気持ちも若い行政書士です。



第2回法人経営部 研修会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成28年2月8日(月)

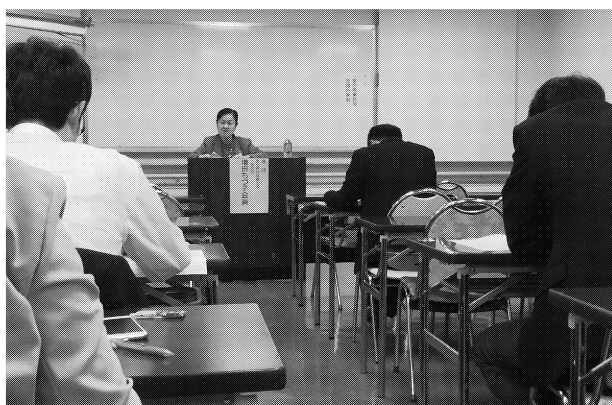
午後3時～5時

場 所 アイプラザ一宮 第3会議室

講 師 一宮支部 増田 ちづ子会員

テーマ 『食品営業許可申請の実務』 喫茶店 & レストランの新規開店

出席者 16名



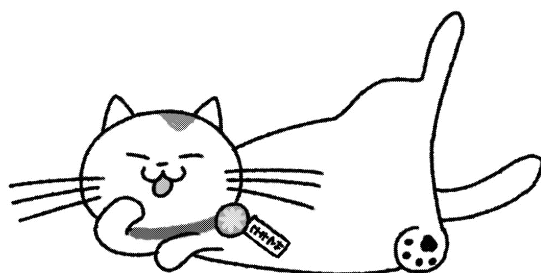
前一宮支部長の増田会員による研修を、私は毎回楽しみにしています。なぜならそのお話はいつもご

自身の業務経験をもとに組み立てられており、具体性と説得力に富んでいるからです。資料も実際に使われているものと同じ書類を配布し説明をして下さりますので、未体験の業務依頼を受けた場合にも非常に心強く感じることができます。

食品衛生法第52条の規定により、公衆衛生に及ぼす影響の大きい営業として、飲食店営業をはじめとした34業種については都道府県知事の許可が必要です。管轄の保健所に申請を行い、県条例の定める基準に適合することが必要です。

申請書はおおよそ開店予定の一週間程度前までに提出するよう求められますが、増田会員の経験によりますと、20日ほど前に提出するのがベターです。なぜならば予測される不備には書類上の間違いや記入忘れだけでなく、従業員用手洗い場や客席との区切り戸が備え付けていない等の、営業設備上の不備があることも考えられるからです。即日や翌日に設備の造作を手配し施工してもらうことは困難です。

申請書を提出しても保健所担当者による施設調査に合格しないと許可にはならず、予定日に開店できないことになりかねません。私たち行政書士はこれをしっかり踏まえた上で、依頼者へスケジュールリングのアドバイスを行ない、スムーズな申請・許可へつなげていくことが大切だと感じました。



中央
支部

平成27年度第2回国際
私法業務部会研修会

戸加里 邦子会員

日 時 平成28年2月9日(火)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 38名

講 師 西北支部 服部 善一会員

テーマ 『相続実務について』



中央支部の第2回国際私法業務部会研修会は「相続実務について」をテーマに、西北支部の服部善一会員を講師にお招きしました。

実務経験の豊富さは勿論のこと、常に相続全般を多面的に考察されているということで、先ず行政書士としてできる相続業務について、弁護士職務との違いを分かりやすく説明いただきました。続いて、実際の手続きにおける注意点ということで、相続人確定、遺産分割に始まり預貯金等の相続手続きについて、ご自身の経験談もふまえ具体的に、最後に遺言について押さえておくべきポイントをお話いただきました。

相続実務の具体的な内容であることに加え、服部先生の業務に対する熱意が私も含め受講者全員に伝わり、悪天候で寒い2時間でしたが、部屋の中は熱い空気に包まれていました。

知多
支部

「災害時における被災者支援のための
行政書士業務に関する協定書」調印式

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成28年2月10日(水)

午前9時～

場 所 半田市役所 4階 市長応接室

出席者 知多支部支部長 深谷 義彦

副支部長 榊原 延幸

副支部長 杉山 孝子

庶務 森 義雄

半田市長 榊原 純夫様

半田市副市長 藤本 哲史様

半田市総務部防災監 齋藤 清勝様



知多支部と知多半島の5市5町は、半田市役所で『災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書』を締結いたしました。

協定調印後、半田市の榊原純夫市長は、「災害時において、愛知県行政書士会知多支部総勢190名近い行政書士の先生方が、市町の窓口で罹災証明の届け出など、住民方の諸手続きの相談に乗っていただけると、スムーズな対応ができるのではないかと思います」と挨拶をされました。

協定は、地震などの災害時、被災した市町の要請に応じて、知多支部の行政書士が市町の開設した被災者支援相談窓口で、被災者たちの相談業務にあたるというものです。有効期間は2016年度末までで、有効期間満了日の前にこの協定の解除または変更について、双方からの意思表示がない場合、1年ずつ自動延長されるという内容でした。(支部会員には支部総会にて協定書が配布されます)

深谷義彦支部長は「住民の信頼、安心に応えるため、官民一体となって被災者支援に取り組みたい」と述べられました。

昭和
支部

第6回 市民法務研究会

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 2月13日(土)

午後 2 時～ 4 時30分

場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

出席者 16名



今日は、平成27年度最後の第6回市民法務研究会が行われました。第1部では、鈴木章夫（すずきふみお）会員が昭和支部の指定テキスト「行政書士のための遺言・相続実務家養成講座」（竹内 豊著・税務経理協会）の残りの章（相続業務等）を重要な論点をピックアップしながら解説しました。鈴木章夫会員によると遺言書がない場合、相続人全員の承認を得て遺産分割協議書に「遺産整理受任者」と明記してもらえば、預金の払戻し等相続手続きが可能という事でした。

第2部は各グループに分かれて、鈴木章夫会員が解説された事を基にしてそれぞれの会員が経験してきた事例や、今まで各地で行われた無料相談会で各々相談員として体験してきた事から今後の無料相談会についての在り方等を議論しました。昭和支部の場合、無料相談会は全て「相続・遺言に関する事」に限定しているため、どうしても相続税や登記の相談が多くなります。しかし税金や登記申請についてたとえ知識があってもそれを行政書士である私達が相談者に説明してしまうと、それぞれ税理士法違反、司法書士法違反になってしまいます。この業際問題については三神百合幹事が「相談者の問題の導入部分を解決し、混乱している問題を整理して最終的な手続きにおいて必要に応じ、各専門家へ相談者に代って橋渡しをする事が出来るのが我々行政書士であると感じた」という示唆に富む感想を言われました。

東名
支部

第5回 土地利用部研修会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成28年 2月13日(土)

午後 3 時30分～ 5 時30分

場 所 尾張旭市中央公民館

勤労青年ホーム102会議室

講 師 日比野 慎会員(東名支部)

テーマ 『市街化区域内における農地法届出書の作成の実務』

出席者 17名



表題のとおり、土地利用部主催の支部研修会が開催され17名の会員が参加しました。

前半は農地法第4条第1項第7号の届出について、後半は農地法第5条1項6号の届出について講義をしていただきました。農地法第4条第1項第7号の届出とは、市街化区域の農地の所有者が自ら転用する場合にする届け出のことで、農地法第5条1項6号の届出とは、市街化区域の農地の所有者が権利移転等をして転用する場合にする届け出の事です。

講義はまず、東名支部内の各農業委員会の届出要領を参考にしながら、制度の概要について説明していただきました。

次に、届出書の作成例を見ながら、必要書類や書き方についての解説をしていただきました。その際、注意すべき農業委員会ごとのルールや、書類作成のポイント、陥りやすい欠点なども交えて教えていただきました。

研修会の後は、懇親会が催されました。会員同士交流を深めたり、土地利用について互いに情報を交換をすることができ、大変充実した内容の支部研修会となりました。

中央
支部

第三回支部研修会

水崎 由佳子会員

日 時 平成28年 2 月17日(水)
午後 6 時30分～ 8 時30分
場 所 愛知県行政書士会館 3 階大会議室
出席者 17名
解 説 中央支部幹事



今回の研修会は、登録後3年以内の会員を対象とした新入会員研修会でした。

- 1、支部全体行事等の紹介
- 2、各業務部会の業務紹介、活動内容
- 3、業務倫理と行政書士法及び愛知県行政書士会規則について

以上の3つのテーマについて研修会は進みました。

はじめに、竹田勲支部長から行政書士の業務倫理などについてお話いただきました。

主に、「何か疑問に感じた時は、自分ひとりで判断しないで先輩の行政書士に相談すること」や、「依頼者が納得できるよう説明し、誠実に対応すること」等、新入会員の方々は皆真剣に聞き入っていました。

続いて、各業務部会から、それぞれの業務内容や活動についての説明がありました。

最後に中村美帆子会員より、支部全体行事の総会や新年会、支部旅行など支部の年間行事の内容等をご紹介いただき、積極的な参加をお願いしました。

研修会後は懇親会の会場へと移動し、和やかに親睦を深めることが出来ました。

海部
支部

第2回支部研修会

会報委員 山田 裕貴

日 時 平成28年 2 月17日(水)
午後 6 時20分～ 8 時50分
場 所 飛島村中央公民館 2 階学習室
出席者 17名



今回の研修は、飛島村中央公民館で行いました。近年、度々お世話になっていた施設から、場所を変えての研修です。こういった変更も気持ちを新たに刺激になりました。

研修の内容は「相続税の基礎知識」に関するもので、平成26年12月に本会で行われた研修映像を使って開催されました。相続税の対象になるかどうかの大まかな計算や、平成27年度から変更が加わった部分などの再確認が出来たかと思います。

研修会場が慣れない場所のため、参加者が少なくなるのではと少し心配しましたが、多くの会員が足を運ばれ、相続業務への関心の高さを感じました。

昭和
支部

新人会員懇親会(1)

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 2月27日(土)

午前11時30分～午後 1 時30分

場 所 春帆亭

出席者 12名（新入会員 5 名、役員 7 名）

今日は春帆亭（しゅんぱんてい）という中華料理のお店で新入会員懇親会が行われました。新入会員と役員が同じ席を囲み食事をしながら、新入会員の不安や仕事をどのように取っていくか等について、役員が自分の経験を交えてアドバイスをするという趣旨です。

今回は鈴木志穂会員、清水由佳会員、^{うちだ むねちか}内田宗史会員、伊藤裕一会員、鈴木裕己会員の 5 人が出席しました。ここでは各会員の簡単なプロフィールを紹介します。

鈴木志穂会員は前職が不動産業界の営業職だったため行政書士と会う機会が多く、行政書士に憧れていたもので、自分も行政書士になろうと思ったそうです。すでに専門分野を農地転用・開発許可と決めておられ、新人ながらバリバリと仕事をしているようでした。趣味はミュージカルの観賞、好物はエイヒレということです。

清水由佳会員は海外で日本語教師をしていた経験があることから、国際業務に関心を持っておられるそうです。一方で建設業関係業務にもチャレンジしたいということで建設業経理事務士の資格を取りたいという希望をお持ちでした。趣味は登山で、将来の夢は家族と共に槍ヶ岳に登る事だそうです。なかなかの勉強家で今回の新入会員懇親会が終わった後、事業年度終了届の「ワイズ」への入力仕方などを役員に聞いておりました。

昭和
支部

新人会員懇親会(2)

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 2月27日(土)

午前11時30分～午後 1 時30分

場 所 春帆亭

出席者 12名（新入会員 5 名、役員 7 名）



次は男性の新入会員を紹介します。

^{うちだ むねちか}内田宗史会員は、会社を退職した後、行政書士試験を受け合格されましたが、会社員の時には社会保険労務士と接触する機会があったそうです。しかし内田宗史会員は初めから行政書士になりたくて、行政書士試験を受けたのでした。趣味はウクレレを弾く事と犬の散歩ということです。

伊藤裕一会員は多くのスタッフを擁する土地家屋調査士であり、行政書士になったきっかけは、主にスタッフの「OFF-JT」、或は自己啓発のために伊藤裕一会員とスタッフで行政書士試験を受けたところ、スタッフは皆落ちましたが伊藤裕一会員だけが合格したという余裕の先生です。趣味は車いじり、ドライブ、音楽鑑賞等です。

そして鈴木裕己会員は本来は去年の新入会員でしたが去年の懇親会に出られなかったため、今日の懇親会に出席する事になりました。鈴木裕己会員は元銀行員であり、すでに研修会の講師もされているため、新人という感じはしませんが、学生の頃はプロの漫画家になりたかったそうで、まだまだユニークなお話を聞けそうな気がしました。

以上、様々なキャリアを持ち、才能に恵まれた行政書士の方達が昭和支部に加入されたことで昭和支部は益々発展していくでしょう。なお写真は前列左から鈴木志穂会員、鈴木裕己会員、清水由佳会員、後列左から内田宗史会員、伊藤裕一会員です。

東三支部

公証人・行政書士による 遺言・相続無料相談会

会報委員 水野 悠

日 時 平成28年 3 月 4 日(金)

午後 1 時30分～ 4 時30分

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）6 階

相談員 公証人村岡正三先生及び東三支部担当会員

出席者 34名



3 月 4 日カリオンビル大会議室にて、「公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会」を開催しまし

た。

県下 6 か所で行われた一連の無料相談会のうち、東三支部が担当した会であり、豊橋公証人合同役場の村岡正三先生にご協力いただき、担当会員による入念な準備を経つつも、全員が適度な緊張感を持ち当日を迎えました。

東三支部では、独自の試みとして“遺言について、お客様が行政書士事務所に相談に来られ、公証役場で公正証書遺言を作成する”までの流れを、「なるほど！！遺言ゼミナール」として、国際私法部会の佐久間幸夫部会長を中心に、寸劇による事例再現を行いました。

入念にシナリオを作成した行政書士事務所での相談場面（私は行政書士役を担当させていただきました）を再現した第一幕と、公証役場での村岡先生の普段通りをシナリオなしで再現した第二幕と、プロジェクターも使いつつ、担当会員一丸となって当たりました。

寸劇後の個別相談も行い、私たち参加会員にとっても非常に大きな学びの一日となりました。

村岡先生、担当会員のみなさま、ありがとうございました。

東三支部

平成27年度法人経営・運輸交通部会第1回研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成28年 3 月10日(木)

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）4 階
中会議室

講 師 日本政策金融公庫

豊橋支店長 谷口 大様

広域営業推進室長 加藤 慶文様

豊橋支店融資課長 稲垣 達士様

テーマ 1 日本政策金融公庫の概要について

2 豊橋ソーシャルビジネス支援ネットワークの活用について

3 事業計画書と融資のポイントについて

出席者 14名



3 月10日、カリオンビル中会議室にて、日本政策金融公庫の方々を講師に迎え、法人経営・運輸交通部会第3回研修会が開催されました。

本研修会は、東三支部が、日本政策金融公庫が推進する「豊橋ソーシャルビジネス支援ネットワーク」の支援専門家機関として参画したことを契機に実現したものであります。第一部は、日本政策金融公庫

とはどのような金融機関であり、融資においてどのような特色があるか、という概要から谷口支店長にお話をいただきました。

続く第二部では、広域営業推進室室長の加藤様より、支援の仕組みや事例をご説明いただくとともに、「豊橋ソーシャルビジネス支援ネットワーク」をはじめとした連携スキーム、融資制度の例をお話をいただきました。

最後の第三部では、融資課長の稲垣様より、融資のポイントとして、事業計画書のご説明を、金融機関ではどのような点に注目して計画書を見るのか、財務諸表との関係を含めてお話をいただきました。

今後、創業支援に携わる際に、行政書士として非常に有益な情報や考え方を教えていただくことができた研修となりました。

昭和支部

市民法務研究会 まとめの会

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 3月12日(土)

午後 1 時30分～ 3 時

場 所 天白スポーツセンター 2 階第 3 会議室

進 行 益田 俊信支部長

出席者 12人



今日は平成27年度の市民法務研究会まとめの会が開かれました。相続・遺言業務に特化した勉強会である市民法務研究会は平成27年度、6回開催する事ができました。本日は平成28年度に向けて、この市民法務研究会をどのように発展させていけばよいのか、益田俊信支部長が進行役となり、参加者全員で意見を出し合いました。

皆が同じテキストを使って勉強するのは好ましいが、テキストだけでは物足りない事。しかし、テキストで勉強しておかなければ自信を持って相続・遺言業務の依頼を受けられない事（ただテキストに関しては相続・遺言業務に関する問題を解くレジュメも併用した方が良いとの意見が出ました）。少なくとも、テキストの何処に何が書いてあったぐらいは覚えておく事。また、相続・遺言業務の知識を深めるためには日々の勉強はもちろん、実際に依頼を受けないと身に付いて行かない事（とはいえ依頼を受ける事が一番難しいのですが）。自分にとって難しい案件がきた時のために市民法務研究会を通じて相談できるベテランの先生を見つけておく事。そして、どうしても自分自身で解決できない案件の場合は、ベテランの先生に引き継いでもらっても良い事等、の様々な意見が出されました。

平成28年度の市民法務研究会は伊福泰則幹事を中心に運営の予定です。

昭和
支部

第6回研修会 (成年後見制度)

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 3月12日(土)

午後 3時30分～6時

場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

講 師 堀 己喜男会員(尾北支部)

テーマ 『成年後見制度』

出席者 14人



平成27年度昭和支部最後の研修会は「市民法務研究会まとめの会」が終わった後、尾北支部から堀己喜男先生をお招きして、成年後見制度について学びました。

堀先生は色々なレジュメを用意され、成年後見制度の三つの基本理念、①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーションについて、また成年後見人の二つの大きな仕事である「ご本人」の「財産管理」を目的とする法律行為、「ご本人」の「身上監護」を目的とする法律行為について、さらに成年後見人が出来ないことや成年後見制度のメリット、デメリット等について大変丁寧に解説していただきました。

高齢化社会の今、成年後見人の需要は非常に多いと思います。また私達もいつ成年後見制度の対象者になるかわかりません。しかし、成年後見制度を利用したいと思っている側からは、成年後見人に対する信頼関係等の問題があり、成年後見人の側からは報酬面での問題があるでしょう。

いずれにせよ、成年後見制度は今後ますます必要とされ、大きな期待が寄せられているため、ケース・スタディーを蓄積・共有する等を行い、千差万別な対応ができるように制度の充実が図られる事を願います。

東名
支部

第6回 運輸交通部研修会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成28年 3月12日(土)

午後 4時～6時

場 所 尾張旭市中央公民館

勤労青年ホーム102会議室

講 師 小椋新一会員(西北支部)

テーマ 『自動車登録の現状と今後』

出席者 10名



標題のとおり、支部研修会が開催されました。運輸交通部主催の研修会は昨年12月に引き続き、2回目となります。

講義前半は“抹消登録について”、一時抹消、永久抹消の解説をしていただき、配布された専用様式を見ながら必要書類と、記入方法の確認をしました。抹消登録で問題となる、保険料、税金等の還付については、国税庁のパンフレット「自動車重量税還付申請書記載のポイント」をもとに解説をしていただきました。

次に職権抹消、輸出抹消の解説と共に、解体とりサイクル料の関係、輸出抹消とりサイクル料の還付について、解説をしていただきました。

講義の後半はO S Sについて、現在行われているものと、対象手続き拡大に伴い運用予定である、(財)自動車情報活用促進協会の共同利用システムの概要について学びました。

講義の終わりには、O S Sの拡大によって自動車の手続きが変わるなか、行政書士がどう対応すべきかのお話もしていただき、大変充実した内容の支部研修会でした。

尾張
支部

第2回 国際私法部研修

尾張支部 山本 知果会員

日 時 平成28年3月12日(土)

午後3時～5時

場 所 スペースパレッタ

講 師 春日井公証役場 公証人 横山 緑先生

テーマ 『公証制度と遺言公正証書、民事信託等の実務』

出席者 30名



3月12日、スペースパレッタにて、平成27年度第2回尾張支部国際私法部研修会が開催されました。

講師に春日井公証役場・公証人の横山緑先生をお

迎えして、『公証制度と遺言公正証書』『民事信託等の実務』の二つのテーマでご講義いただきました。

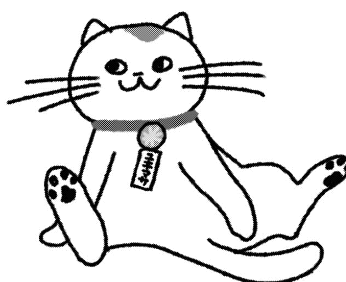
前半の講義では、始めに公証制度についてお話しいただき、制度の沿革や公証人の地位、資格、職務内容について等わかりやすくご説明いただきました。現在は職務全体の約半数が公正証書遺言に関するもので、そのうち専門家を通さず個人で公証役場へ来訪される方が半分以上とのことでした。

公正証書遺言についてのご講義では、作成の仕方のみにとどまらず、実際のご経験を基に、作成に際して特に注意すべき点についてもお話ししてくださいました。

内容が無効・違法な公正証書を作成してはならないのはもちろんのこと、遺言者本人が理解できない用語を用いて、細かい内容にし過ぎても遺言が無効になる可能性があるため、作成に際しては遺言者ご本人がわかる内容で作成することが肝心とのご指摘をされました。

後半の民事信託についてのご講義では、民事信託の仕組みや特徴、種類についてご説明いただき、実際に遺言信託をする場合の具体例について、文例を用いてご講義くださいました。

日ごろなかなか伺えない職務を通じた貴重なお話を伺うことができ、充実した研修となりました。



昭和
支部

日進市 無料相談会 3月

会報委員 古田 禎史

日 時 平成28年 3月14日(月)

午後 1 時30分～ 4 時15分

場 所 日進市役所 4 階相談室

相談員 鈴木 章夫会員、山岡 兄一会員

相談者 4 組 (6 人)



寒さがぶり返す中、平成27年度最後の日進市役所での相続・遺言に関する無料相談会が行われました。今日の予約表を見るとキャンセル待ちを含めて6組の相談者が載っていましたが、2組がキャンセルになっていました。すなわち4枠全てが埋まった事になります。今年に入って1月は4組、2月は3組、そして3月の今日は4組と日進市役所での無料相談会は多くの相談者に来て頂き、順調に開催する事ができています。

筆者の経験によると行政書士という士業はまだまだ一般の市民の方達にはよく知られていないという気がします。司法書士と間違えられたり、行政書士という名称そのものをご存じない方達もおられます。無料相談会を通じて、日進市の市民の皆さまに行政書士という士業が浸透していく事を望みます。

今日の相談員の鈴木章夫先生(写真左)は日進市の軟式野球のチームに設立以来40年所属しており、今も2塁を守る現役の選手です。打順は下位打線ですが、きっと渋いヒットを打つのでしょう。また山岡兄一先生(写真右)はカラオケや音楽鑑賞が趣味で、特にカラオケでは演歌を好んで歌われるそうで、五木ひろしの歌が得意だという事でした。ベテランのお二人が相続・遺言に関する質問に真摯にアドバイスをされていました。

知多
支部

研 修 会

知多支部 鈴木 直美

日 時 平成28年 3月22日(火)

午後 2 時～ 4 時

場 所 住吉福祉文化会館 1 階入宮の間

講 師 コスモスあいち副支部長 内藤 広子先生

テーマ 『成年後見制度の概要と実務
～ご本人を支えるために～』

出席者 9 名



今回は、コスモスあいち(一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部)の内藤広子副支部長を講師にお迎えし、研修を行いました。始めに、同じくコスモスあいち、柴田愛半田地区管轄長が挨拶をされ、研修はなごやかに始まりました。

前半の内容は、「成年後見制度概論」でした。成年後見制度とはどのような制度なのか? また、その役割と制度が導入された背景について、分かりやすく説明していただきました。

従来の制度では、禁治産、準禁治産などと戸籍に記載されたので、親族が体面を考え、利用しづらいという問題点がありました。現在は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てをし、登記を経て、後見事務を開始することになります。研修では、この「申立て」から「後見開始」までの流れをご教授いただきました。

後半は、成年後見人の実務とコスモスあいちの活動についての説明と、質疑応答を行いました。

終わりに「知多支部には、コスモスあいちの会員がまだまだ少ないので、会員となって仕事の幅を広げてみられてはいかがでしょうか?」と内藤副支部長はおっしゃられ、研修を終えられました。内容の濃い研修をありがとうございました。

事務局だより

■平成28年 2 月

1 日(月)	企画情報部会開催 マイナンバー法施行への実務対応研修会開催
2 日(火)	正副会長会開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
4 日(木)	山田会長 日行連正副会長会・常任理事会・改正行政書士法対応委員会出席 西堀副会長、久野副会長、鍋田副会長、熊田局長 愛知労働局聴聞傍聴 吉川常務理事 弁理士会知的財産セミナー出席 仙石副会長 弁理士会新春交歓会出席 仙石副会長、子安常務理事、伊藤第二課長 65周年記念講演会場確認 コスモスあいち〔マイナンバーに係る〕研修会開催
5 日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席 監察正副委員長打合せ会議開催 交通事故関係打合せ会開催 西川副会長 社会保険未加入対策推進中部協議会出席
8 日(月)	部長会開催 土地利用部会開催 運輸業務相談会開催
9 日(火)	山田会長 日行連第二業務打合せ出席 山田会長 淑徳大学〔千葉キャンパス〕訪問 本会常設無料相談会開催 運輸交通部会開催 会報3月号校正会議開催 外国人就労定着支援研修開催
10日(水)	中部運輸局自動車技術安全部管理課との意見交換会開催
12日(金)	西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 須崎常務理事 愛知運輸支局訪問
15日(月)	西川副会長 日行連特定行政書士ブラッシュアップ研修出席 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 監察委員会開催
16日(火)	西川副会長 日行連特定行政書士ブラッシュアップ研修出席 法務部会開催 65周年記念事業実行委員会開催 ADR手続説明会開催
17日(水)	山田会長、西川副会長 日行連申請取次管理委員会出席 綱紀委員会開催 出張封印研修会開催
18日(木)	山田会長 日行連第二業務部会議出席 山田会長、蟹江常務理事 日行連ADR推進本部会議出席 正副会長会開催 法人経営部研修会開催
19日(金)	山田会長 日行連第二業務部会議出席 山田会長、西川副会長 日行連申取実務研修出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 蟹江常務理事 暴排関係県警訪問
20日(土)	仙石副会長 LEC東京リーガルマインド実務家講演会講師出席

■平成28年 2 月

22日(月)	山田会長 日行連コスモス業務管理委員会出席 広報部会開催 部長会開催 西川副会長、権田常務理事 弁護士との打合せ
23日(火)	行政書士制度65周年記念講演開催 尾張建設事務所建築課との意見交換会開催
24日(水)	県建設業不動産業課との会議開催 経審新規要員考査開催 届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部と届出済行政書士管理委員会合同会議開催
25日(木)	西堀副会長 日行連特定行政書士ブラッシュアップ研修出席 大内田常務理事、本多理事 大阪会土地業務セミナー講師出席
26日(金)	山田会長、西川副会長 日行連国際業務に関するセミナー出席 川津委員 日行連国際業務に関するセミナー出席 西堀副会長 日行連特定行政書士ブラッシュアップ研修出席 経理部会開催
27日(土)	公証人〔春日井〕との合同無料相談会開催
29日(月)	稲垣理事 開発許可制度研修会出席 子安常務理事、熊田局長 防衛省防音事業入札参加 公証人〔豊田〕との合同無料相談会開催 コスモスあいち部長会開催

■平成28年 3 月

1 日(火)	建設許可新規要員面接開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
2 日(水)	山田会長 日行連正副会長会打合せ出席
3 日(木)	山田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席 西堀副会長、子安常務理事、吉川常務理事 震災対策とマイナンバー制度に関する評価・監査セミナー出席
4 日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席 交通事故関係打合せ会開催 公証人〔豊橋合同〕との合同無料相談会開催
5 日(土)	公証人〔名古屋合同〕との合同無料相談会開催
6 日(日)	公証人〔一宮〕との合同無料相談会開催
7 日(月)	国際・私法部研修会開催 外国人就労定着支援研修開催
8 日(火)	部長会開催 本会常設無料相談会開催 西川副会長、権田常務理事 名古屋入管訪問
9 日(水)	山田会長 日行連ADR推進本部出席 山田会長 日行連レビン講師集合研修出席 平松理事 日行連ADR調停人候補者スキルアップ研修出席 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 子安常務理事、吉川常務理事 東京会法教育視察参加
10日(木)	山田会長 日行連レビン講師集合研修出席 平松理事 日行連ADR調停人候補者スキルアップ研修出席 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付
11日(金)	山田会長 日行連レビン講師集合研修出席 平松理事 日行連ADR調停人候補者スキルアップ研修出席 新規登録受付 出張封印契約説明会開催 運輸関係業務相談会開催

■平成28年 3 月

14日(月)	65周年記念事業実行委員会開催
15日(火)	山田会長 日行連コスモス業務管理委員会出席 山田会長 日行連総務・財務委員会出席 自販連との懇話会開催 苦情対応委員会開催 総務部会開催 ADR手続説明会開催 仙石副会長、野田常務理事 自由業団体当番会、定例会、懇親会出席
16日(水)	山田会長 日行連コスモス監査会、綱紀委員会出席 経理部会開催 仙石副会長、吉川常務理事 地域密着型金融シンポジウム出席 コスモスあいち更新研修①開催
17日(木)	山田会長、西川副会長 日行連申取管理委員会出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
18日(金)	山田会長、西川副会長 日行連申取事務研修出席 山田会長 中地協理事会出席 広報部会開催 企画情報部会開催 吉川常務理事 企業の模倣品対策の実態と税関における模倣品取締り制度の活用セミナー出席
19日(土)	公証人〔岡崎合同〕との合同無料相談会開催
22日(火)	新入会員基礎研修会開催 建設環境部会開催 子安常務理事、熊田局長 防音事業入札参加
23日(水)	山田会長 日行連正副会長打合せ出席 届出済行政書士管理委員会 土地利用部業務相談会開催 コスモスあいち更新研修②開催
24日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 土地利用部研修会開催 早川常務理事、佐山職員 受託業務に係る見積書提出 綱紀委員会開催 建設業関係業務相談会開催 西堀副会長、浅井常務理事、大内田常務理事 犬山市都市計画建築課訪問
25日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席 建設許可要員全体会議開催 経審要員必須連絡会開催 西堀副会長、子安常務理事、熊田局長 愛知県防災局に危機管理マニュアル提出
26日(土)	山田会長 日行連ADRセンター宮城開設記念祝賀会出席
28日(月)	会報5月号編集会議開催 県建設業不動産課との会議開催 会館建設検討委員会開催
29日(火)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
30日(水)	西川副会長 日行連申取管理委員会VOD収録出席 子安常務理事、熊田局長 防衛省防音事業開札参加
31日(木)	名古屋国際センター行政相談員委嘱状交付式・打合せ開催



会 | 員 | の | 動 | 向

平成28年4月1日現在

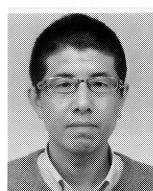
個人会員数 2,806人
法人会員数 23法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第16190190号
会員番号 第5593号
入会年月日 平成28年2月1日
氏 名 細井 隆好

事務所 行政書士細井隆好事務所
名古屋市西区則武新町二丁目22番2号
電話番号 052-561-1759 所属支部 西北



登録番号 第16190194号
会員番号 第5597号
入会年月日 平成28年2月1日
氏 名 日比 拓也

事務所 行政書士文月事務所
名古屋市千種区東明町5丁目64番地(サテン東山A棟102号)
電話番号 — 所属支部 中央



登録番号 第16190191号
会員番号 第5594号
入会年月日 平成28年2月1日
氏 名 飯沼 誠

事務所 行政書士いいぬま事務所
名古屋市緑区池上台二丁目254番地の1 池上館206号
電話番号 052-848-9307 所属支部 名南



登録番号 第16190195号
会員番号 第5598号
入会年月日 平成28年2月1日
氏 名 近藤 正文

事務所 行政書士近藤正文事務所
弥富市五明一丁目58番地 アルカディアⅡ103
電話番号 0567-69-5241 所属支部 海部



登録番号 第16190192号
会員番号 第5595号
入会年月日 平成28年2月1日
氏 名 松井 陽介

事務所 まつい行政書士事務所
名古屋市守山区深沢二丁目107番地
電話番号 052-710-6291 所属支部 東名



登録番号 第16190327号
会員番号 第5599号
入会年月日 平成28年3月1日
氏 名 印東 宏紀

事務所 行政書士ファインテック技術法務事務所
春日井市六軒屋町西一丁目1番地9
電話番号 0568-44-2388 所属支部 尾張



登録番号 第16190193号
会員番号 第5596号
入会年月日 平成28年2月1日
氏 名 尾崎 俊

事務所 行政書士法人コスモ 名古屋
名古屋市中村区名駅二丁目45番19号 桑山ビル4階
電話番号 052-589-6825 所属支部 名古屋



登録番号 第16190328号
会員番号 第5600号
入会年月日 平成28年3月1日
氏 名 小林 幹幸

事務所 行政書士小林幹幸事務所
岡崎市池金町字下大入25番地
電話番号 0564-64-7637 所属支部 岡崎



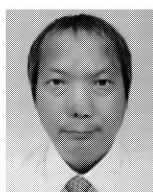
登録番号 第16190329号
 会員番号 第5601号
 入会年月日 平成28年3月1日
 氏名 岡村 芳恵

事務所 岡村芳恵行政書士事務所
 名古屋市東区矢田二丁目8番6号 (7-ビル)-4矢田77-301号)
 電話番号 052-711-6570 所属支部 中央



登録番号 第16190330号
 会員番号 第5602号
 入会年月日 平成28年3月1日
 氏名 古田 晶稔

事務所 サポート行政書士法人 名古屋オフィス
 名古屋市中村区名駅3-16-22 名古屋ダイビル1号館8F
 電話番号 052-562-1353 所属支部 名古屋



登録番号 第16190331号
 会員番号 第5603号
 入会年月日 平成28年3月1日
 氏名 水野 弘

事務所 行政書士水野弘事務所
 尾張旭市桜ヶ丘町一丁目213番地
 電話番号 0561-52-7104 所属支部 東名



登録番号 第16190332号
 会員番号 第5604号
 入会年月日 平成28年3月1日
 氏名 井上 誠一

事務所 行政書士石原隆次事務所
 犬山市上坂町五丁目200番地
 電話番号 0568-61-0985 所属支部 尾北

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1600401号
 従たる事務所の法人番号 第1600402号
 会員番号 第H32号
 入会年月日 平成28年1月4日
 法人の名称 MMPC行政書士法人
 主たる事務所の名称 MMPC行政書士法人
 従たる事務所の名称 MMPC行政書士法人 名古屋オフィス
 従たる事務所 名古屋市中区錦一丁目6番17号
 従たる事務所電話番号 052-202-1385
 所属支部 中央

法人番号 第1600901号
 会員番号 第H33号
 入会年月日 平成28年1月4日
 法人の名称 行政書士法人エベレスト
 主たる事務所の名称 行政書士法人エベレスト 名古屋錦事務所
 主たる事務所 名古屋市中区錦二丁目15番19号
 主たる事務所電話番号 052-212-8848
 従たる事務所の名称 行政書士法人エベレスト 中川事務所
 従たる事務所 名古屋市中川区愛知町24番12号
 従たる事務所電話番号 052-352-8848
 所属支部 中央

法人番号 第1601401号
 会員番号 第H34号
 入会年月日 平成27年11月25日
 法人の名称 アサップ行政書士法人
 主たる事務所の名称 アサップ行政書士法人 東区事務所
 主たる事務所 名古屋市東区飯田町22番地の2
 主たる事務所電話番号 052-934-7082
 従たる事務所の名称 アサップ行政書士法人 名古屋駅事務所
 従たる事務所 名古屋市西区牛島町6番1号
 名古屋ルーセントタワー40階
 従たる事務所電話番号 052-934-7540
 所属支部 中央

法人会員の変更案内

法人番号 第1502401号
 会員番号 第H30号
 法人の名称 行政書士法人名南経営
 主たる事務所の名称 行政書士法人名南経営
 使用人名 寺嶋 紫乃
 変更事由 使用人雇用
 所属支部 中央

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	安藤 正範	名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル 9F	460-0002	052-228-7228	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	千賀 勝利	名古屋市中区錦一丁目 6 番17号	460-0003		属性、 事務所名称、 事務所所在地
	MMPC行政書士法人 名古屋オフィス				
中央	山田 剛司	名古屋市中東区猪子石原三丁目502番地	465-0008		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士事務所スペース設計				
中央	岩瀬 洋文	名古屋市東区泉一丁目15番15号	461-0001		属性、 事務所名称、 事務所所在地
	岩瀬洋文行政書士事務所				
中央	安井 章人	名古屋市中区丸の内一丁目17番 2 号	460-0002		事務所所在地
中央	伊藤 宏之				属性、 事務所名称
	アサップ行政書士法人 東区事務所				
中央	高本 乾				単位会変更 (東京会へ)
中央	原田 貴臣			052-720-6179	事務所電話番号
中央	若槻 暢子				単位会変更 (新潟会へ)
中央	野村 篤司	名古屋市中区錦二丁目15番19号	460-0003		属性、 事務所名称、 事務所所在地
	行政書士法人エベレスト 名古屋錦事務所				
中央	寺嶋 紫乃	名古屋市中区錦二丁目 4 番15号 ORE錦二丁目ビル 3F	460-0003	052-229-0721	属性、 事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人名南経営				
西北	伊藤 佳子	名古屋市中区牛島町 6 番 1 号 名古屋ルーセントタワー40階	451-6040	052-934-7082	属性、 事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	アサップ行政書士法人 名古屋駅事務所				
西北	井上 歩	名古屋市中区花の木一丁目12番12号	451-0062	052-982-8000	単位会変更 (三重会より)
	行政書士あおいとり事務所				
名古屋	松田 奈津子	名古屋市中村区名駅四丁目 2 番25号 名古屋ビル東館 9 階	450-0002		事務所所在地
名古屋	本告 学	名古屋市中川区葉池町二丁目 1 番地	454-0844	052-355-7010	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人さずな愛知 名古屋オフィス				
名古屋	貝沼 景介			052-352-8848	属性、 事務所名称、 事務所電話番号
	行政書士法人エベレスト 中川事務所				
昭和	森本 隆司			052-717-3684	事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
昭和	早川 信康	名古屋市昭和区広瀬町1丁目29番地	466-0004	050-3564-0256	単位会変更 (東京会より)
	リーガルサポート行政書士事務所				
名南	江本 在弘				事務所名称
	アクト行政書士事務所				
東名	河本 清孝				事務所名称
	守山総合行政書士事務所				
東名	若杉 拓	尾張旭市東大道町原田2498番地5	488-0801		事務所名称、 事務所所在地
	アテンド行政書士事務所				
東名	西山 広明	尾張旭市東栄町一丁目7番地18 ピアプラザ横山ビルⅢ2A	488-0011	0561-42-5999	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	岩瀬 則子	名古屋市守山区幸心四丁目801番地	463-0079		事務所所在地
尾張	寺尾 信従			0568-65-7130	事務所電話番号
尾張	金子 靖子	春日井市鳥居松町5丁目78番地 名北セントラルビル7F	486-0844	0568-37-0919	事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	宮城 文彦			052-446-6576	事務所電話番号
尾北	千田 勝文	丹羽郡扶桑町大字高雄字定光寺57番地	480-0102		事務所所在地
知多	鈴木 直幸	東海市高横須賀町公家25番地の2	477-0037	0562-33-1284	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士鈴木事務所				
碧海	深谷 永二	刈谷市高津波町4丁目809番地	448-0047		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士深谷事務所				
碧海	稲垣 靖	安城市三河安城本町二丁目1番地10	446-0059		事務所所在地
碧海	高木 宏二	知立市南新地1丁目12番地1 パビリオンながしのA棟105号	472-0053		事務所所在地
碧海	石川 貴志	安城市藤井町長先17番地1	444-1164		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士石川事務所				
東三	高須 温	豊川市為当町椎木138番地	442-0845	0533-95-4127	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	中山 智弘	豊川市当古町西船渡50番地1	442-0821	0533-56-7925	事務所所在地、 事務所電話番号

退会者のお知らせ

支部	氏 名	退会日
名南	都 築 富 数	平成28年 1 月29日
中央	廣 蔦 將 一	平成28年 1 月31日
岡崎	都 築 俊 雄	平成28年 1 月31日
東三	朝 倉 俊 明	平成28年 1 月31日
豊田	林 宏	平成28年 2 月 8 日
東三	平 賀 和 男	平成28年 2 月26日
中央	大 倉 拓 行	平成28年 2 月29日
中央	齋 藤 美 子	平成28年 2 月29日
名南	神 谷 秀 子	平成28年 2 月29日
尾北	服 部 信 行	平成28年 2 月29日
一宮	嶋 崎 征 泰	平成28年 2 月29日
知多	平 野 紀 夫	平成28年 2 月29日
岡崎	西 村 万里子	平成28年 2 月29日
豊田	中 根 敏 男	平成28年 2 月29日
碧海	大 参 直 子	平成28年 3 月 1 日
知多	酒 井 秀 子	平成28年 3 月 7 日
岡崎	原 田 力 太	平成28年 3 月20日
名古屋	桑 山 直優樹	平成28年 3 月25日

支部	氏 名	退会日
名古屋	吉 見 菜 生	平成28年 3 月29日
中央	寺 本 清 光	平成28年 3 月31日
西北	木 全 美千男	平成28年 3 月31日
名古屋	鬼 木 薫	平成28年 3 月31日
名南	近 藤 正 憲	平成28年 3 月31日
名南	若 田 英 介	平成28年 3 月31日
東名	春 田 裕 司	平成28年 3 月31日
尾北	井 野 信 子	平成28年 3 月31日
一宮	畑 利 明	平成28年 3 月31日
一宮	安 田 善 司	平成28年 3 月31日
海部	水 谷 修	平成28年 3 月31日
海部	山 田 志 保	平成28年 3 月31日
岡崎	中 村 忍	平成28年 3 月31日
豊田	清 水 伸 吉	平成28年 3 月31日
西尾	石 原 実 義	平成28年 3 月31日
碧海	久 田 昭 一	平成28年 3 月31日
碧海	納 谷 一 郎	平成28年 3 月31日
碧海	宮 田 訓 男	平成28年 3 月31日

ご逝去会員のお知らせ

中央支部 梅 村 千 秋 会員 平成28年 2 月 4 日ご逝去 (享年68歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 山 田 高 嗣

コスモスCosmos*

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

2016年5月号

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

平成28年度 成年後見制度 無料相談会（予定）

	日 時	場 所	備 考
江南市	4/14(木) 13:30~15:30	江南市地域情報センター 1 F	
	7/14(木) 13:30~15:30		
	10/13(木) 13:30~15:30		
	1/12(木) 13:30~15:30		
犬山市	5/18(水) 13:00~15:00	犬山市福祉会館 4 F 401会議室	
	8/17(水) 13:00~15:00		
	11/16(水) 13:00~15:00		
	2/15(水) 13:00~15:00		
大口町	6/16(木) 13:00~15:00	大口町役場 1 F 相談室	
	10/20(木) 13:00~15:00		
	2/16(木) 13:00~15:00		
扶桑町	7/21(木) 13:00~15:00	扶桑町老人憩の家	
	11/17(木) 13:00~15:00		
	3/16(木) 13:00~15:00		

(注) お住まいの市町以外の市町でも相談できます。

犬山市のみ、8月と2月の年2回 成年後見制度の内容を市民の皆様知って頂くために、市民公開講座「説明会」を犬山市福祉会館にて開催しております。

また、成年後見制度の理解をより深めて頂くために、家庭裁判所監修の成年後見のDVD（ビデオ）の上映も併せて行っております。

お知らせ

コスモスあいちの「フェイスブックページ」を立ち上げました！

フェイスブックにご登録の上、(一社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部で検索下さい！
皆様の、ご閲覧、「いいね！」をお待ち申し上げております！！

コスモスあいち広報部

企業様向けセミナー開催予定

日 時 平成28年5月18日(水)午前11時30分～11時50分(予定)

場 所 名鉄ニューグランドホテル(名古屋市中村区)

演 題 「成年後見制度のあらましを知る」 エンディングノートを書いておこう！！

主 催 熊谷組OB会「悠々会」(熊谷組名古屋支店)

講 師 (一社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部 支部長 増田ちづ子

なお、「コスモスあいち」では、随時、セミナー・研修会・相談会等の開催要請を受け付けていますので、下記までお気軽にお問い合わせ下さいませ。

記

〒461-0004 名古屋市中村区葵1丁目15番30号(愛知県行政書士会館内)
(社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部
(愛称・コスモスあいち 電話052-908-3022)

市民公開セミナー & 相談会開催予定

日 時 平成28年 5 月23日(月)
公開セミナー 午後 1 時～ 2 時30分
相 談 会 午後 2 時50分～ 4 時00分
場 所 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター
セミナー内容 ①成年後見制度利用の仕方
②法定後見・任意後見について（エンディングノートの作成方法）
③消費者被害からの救済について
講 師 (一社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部 相談部長 岡田英紀

本部主催特別研修（講師養成研修） 予定

日 時 平成28年 6 月16日(木) 午後 1 時～ 5 時
平成28年 6 月17日(金) 午前10時～午後 4 時
場 所 愛知県行政書士会会議室
* 日程等は予定であり、都合により変更になる場合がございます。*

平成28年度豊田市成年後見制度説明会・相談会（予定）

開催予定月 平成28年 6 月・ 8 月・10月・12月
平成29年 2 月
* 日程等は予定であり、都合により変更になる場合がございます。*

コスモス入会前研修

* 次回は平成28年 6 月頃を予定しております。*

コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開 催 日	場 所	申 込 期 限
平成28年 5 月11日(水)	愛知県行政書士会	平成28年 5 月 2 日(月)
平成28年 6 月 8 日(水)	愛知県行政書士会	平成28年 6 月 1 日(水)
平成28年 7 月13日(水)	愛知県行政書士会	平成28年 7 月 6 日(水)

時 間 午後 1 時から 4 時まで
申込先 コスモスあいち事務局 T E L 052-908-3022

業務報告書について

コスモスあいち業務管理部
業務報告書平成27年10月 1 日に（一部）改訂されました。今後は最新様式を利用して下さい。
コスモス会員ホームページ(<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>)よりファイルのダウンロードが出来ます。
後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。
後見事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。
後見事務経過記録・金銭出納帳・通帳の写しは報告対象期間である 3 ヶ月分です
提出期間は以下の通りです。

記

1 月提出分は（10月 1 日～12月31日についての報告）
4 月提出分は（ 1 月 1 日～ 3 月31日についての報告）
7 月提出分は（ 4 月 1 日～ 7 月31日についての報告）
10月提出分は（ 8 月 1 日～ 9 月31日についての報告）

以上

あ と が き

このあとがきを書いている時、ちょうど公立高校の試験が行われていました。学生時代など、遠い過去のこととなってしまいましたが、人として、行政書士として学ばなければならないことは、たくさんあると思います。

昨年、主人が長男だったことから、仏壇のお守りをさせていただくこととなり、無事、法要を済ませることができました。その法要が終わってしばらくした頃、突然、お坊さんが家にやって来ました。お願いもしていないのに、何事かしら、とお尋ねしたところ、「今回、ご縁ができましたので、彼岸の斎のふるまいに来てほしい」とのこと。そういうことでしたらと返事をしましたら、「では三千元となります」といそいそと領収書を取り出しました。

営業に来ていたんですね。

私も行政書士登録をしてから早十二年。いまだに初心者気分が抜けません。研修に出てスキルを磨くことはもちろん大切です。しかし、そればかりでは仕事になりませんし、先のお坊さんを見習って営業の仕方も学んだ方がいいのかしらん。

受験の話に戻りますが、桜が咲いた人もそうでない人も、それぞれの春を迎えたことと思います。人生山あり谷あり、禍福は糾える縄の如し。最後に笑うために、皆さん、頑張りましょう！

会報副委員長 鈴木 直美

《今月の表紙》 天王川公園

愛知県西部の津島市にあります、天王川公園です。かつて津島市は「藤浪の里」といわれたほどの藤の名所であったそうです。その名残を今に伝えるのが、毎年4月下旬から5月上旬にかけて行われる「尾張津島藤まつり」です。会場となる天王川公園には、長さ275m、面積約5,034平方メートルの見事な藤棚があり、まつり期間中、夜間はライトアップされています。

甘い香りに包まれて、風にそよぐ壮麗な藤を、夜は幻想的な美しさを醸し出す藤を心ゆくまで味わえます。さらに、藤棚の下を流れる疎水の水面に映える藤の花の眺めは、ひと味違う趣があります。

会場では各種イベントが催され、たくさんの観光客や家族づれでにぎわいます。

(津島市観光協会HPより抜粋)



会報276号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	仙石 秀久
	部 長	野田 悦子
	次 長	山田 安政
	部 員	山本 篤
会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	〃	鈴木 直美
	本号担当委員	
	(表紙)	山田 裕貴
	(会員訪問記)	林 麗子

会報276号 平成28年5月1日発行

発行人 山田 高嗣
 編集人 野田 悦子
 袴田 崇
 発行所 愛知県行政書士会
 〒461-0004
 名古屋市東区葵一丁目15番30号
 TEL 〈052〉 931-4068 (代)
 FAX 〈052〉 932-3647
 E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
 http://www.aichi-gyosei.or.jp
 印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 平成28年度第66期定時総会

日時 平成28年5月30日(月) 午後1時開会

場所 キャッスルプラザ

愛知県行政書士政治連盟 平成28年度定期大会

日時 平成28年5月30日(月) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。

※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかかり事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教・環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
- d) 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
- 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
- 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分